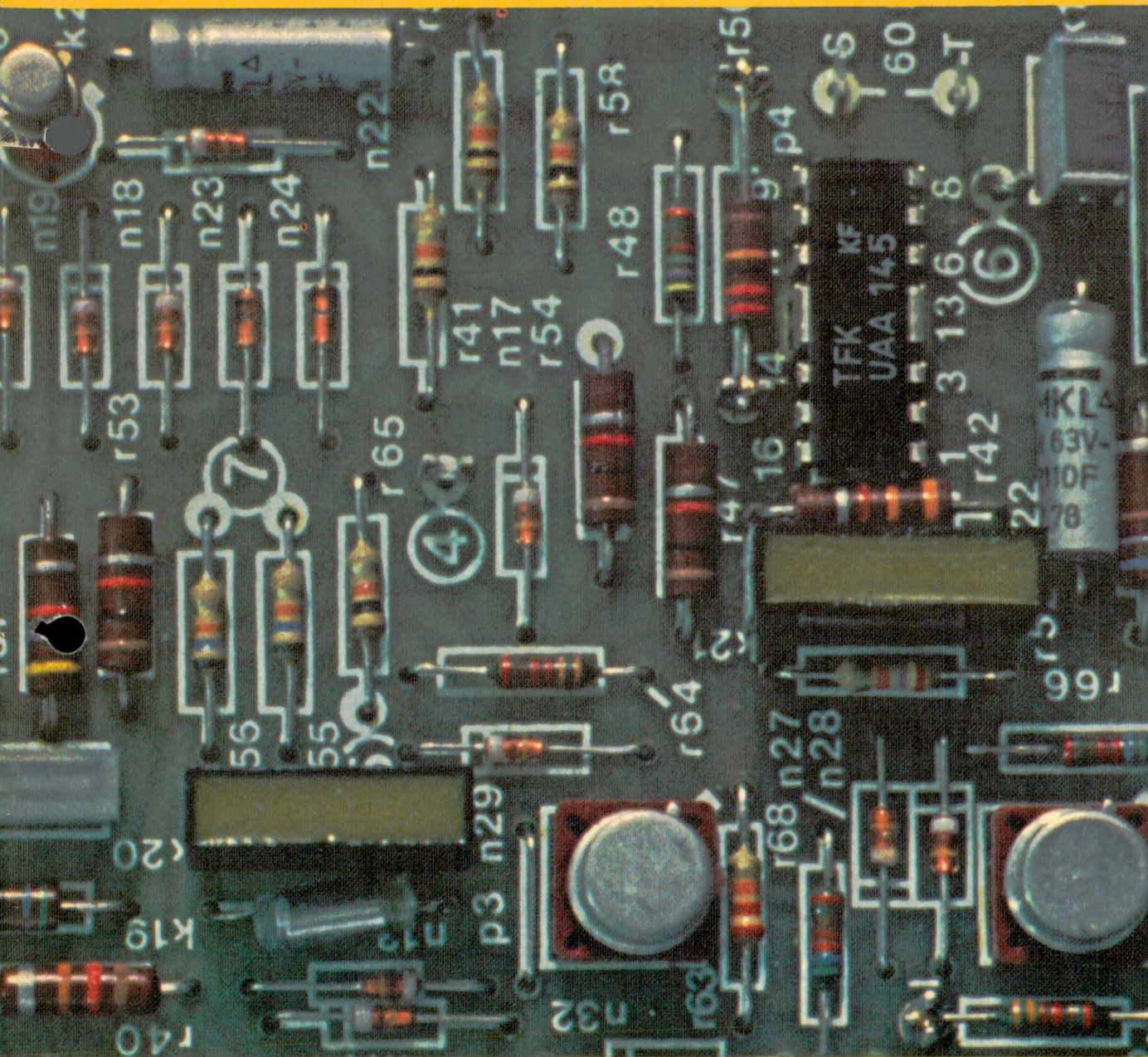


M.C. (P) No. 41/1/80 36/9/80

月報



シンガポール日本商工會議所

＜ 目 次 ＞

(1980年11月号)

田中通商産業大臣を迎えて	1
中山顧問との放談会	(広報委員会) 6
シンガポールの新指導者群象	(パナニュース) 陳加昌 11
シンガポールの配当課税制度	(公認会計士) 林 幹 19
躍動するシンガポールの教育 (その2)	(シンガポール・日本人学校) 魚田 昭次 31
理事会の動き	74
部会・委員会・懇談会活動	77
11月の主な経済記事	78
広報欄	80
資料案内	81
編集後記	83

田中通商産業大臣をお迎えして

シンガポール日本商工会議所は、去る11月3日（月）、マンダリン・ホテルにおいて田中通商産業大臣御一行歓迎パーティを開催した。

当日は、日本から田中通産大臣はじめ、藤原・通産省通商政策局長、長谷川・外務省アジア局参事官、井上・通産省経済協力課長、安楽・資源エネルギー庁国際資源課長、諸富・通産省南アジア東欧課長、藤原・大臣官房秘書官、松永・大臣秘書、宮本・通産省関税課事務官等ご一行が参加。当地側からは在シンガポール日本大使館の中島大使、登参事官ら関係各位をはじめ、在星日本報道関係者の方々多数が参加された。



一方、主催者であるシンガポール日本商工会議所からは、太田会頭、長谷、水戸両副会頭はじめ理事会メンバー、各部長が出席し、田中通産大臣ご一行と親しく懇談した。

以下は、同歓迎パーティにおける太田会頭の歓迎挨拶、田中通商産業大臣の来星挨拶の各要旨である。

太田会頭挨拶要旨

田中通産大臣ご一行をお迎えして歓迎パーティを開催するに当りまして、シンガポール日本商工会議所を代表しまして挨拶申し上げます。

田中通産大臣閣下並びにご一行の皆様、ようこそシンガポールにお越し下さいました。心より歓迎申し上げますとともに、ご多忙の日程にもかかわらず当シンガポール日本商工会議所主催の歓迎パーティに皆様お揃いにてご出席賜り厚く御礼申し上げます。

当シンガポールは、年々順調な経済発展を続けてまいりましたが、昨年6月当国政府は高付加価値産業育成、技術水準向上等の産業構造の改革、高度化政策を打出すとともに、組合員平均20%アップという高率の賃金勧告を受け入れました。また、79年より81年までの3年間平均20%の賃金アップが予定されております。技術ならびに労働生産性の向上を推進すべく、我々日系企業といたしましても政府の新政策に対応して種々の問題を解決するため鋭意努力を続けているのが現状であります。

幸い、日本とシンガポールの関係は貿易、投資面でも年々拡大を続けております。例えば、日本のシンガポールに占める割合は、貿易額で14%、外国投資残高で17%に達し、今後益



々相互依存関係が強まるものと思われます。これに伴い、日本企業の進出は年々増加を加え、今や現地法人、支店、駐在事務所などを総計して約1千社に達し、在留邦人も約1万4千人を上回ると思われます。

こうした日本企業並びに日本人の急激な増加によつて、ともすれば地元企業との摩擦や労使関係あるいは対日批判等を招く懸念が生ずるのでありますが、当シンガポールでは、中島大使閣下はじめ大使館各位の適切なご指導に

よりここ数年来問題になるようなことは殆んどありません。むしろ最近では日本の経済発展の経験を学ぼうとする気運が高まっており、日本企業の経営手法、組合員のモラル向上等に官民挙げてのキャンペーンが窺われます。

私共としましては、この期待に応えより一層地元社会との融和を図り、シンガポール経済の発展に寄与する所存であります。

当地に日本商工会議所が1969年に設立されて以来11年が経過いたしました。私共諸先輩の努力により、現在の会員数は350社を超え、海外の日本商工会議所としては最大の規模を誇るまでに成長いたしました。私共としましては、日星の経済交流に一段と努力いたす覚悟でありますので、大臣閣下はじめ皆様の一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

終りに当りまして大臣閣下の一層のご健康と益々のご発展をお祈り申し上げます。私共の挨拶といたします。

田中通商産業大臣ご挨拶要旨

本日は皆様ご多忙の中にもかかわらず私共のために歓迎パーティを開催賜り心から御礼申し上げます。

私は、鈴木内閣発足と同時に通商産業大臣に就任し約3カ月を経過したが通産行政は、文字通り、"通商"という局面があり、諸外国との経済協力、日本企業の海外事業活動にも密接な関係がある。ご高承の通り、日本は貿易立国であり、技術協力あるいは技術の発展がなければ成り立たない国でもある。そうした意味でも、私はかねがねASEAN諸国をまず最初に訪問し、その後他の東南アジア諸国あるいは中近東さらには欧米諸国への訪問を希望していた。今回のシンガポール及びインドネシアへの訪問で、ASEAN 5カ国すべてを訪問したことになる。言うまでもなく、シンガポールは日本にとって重要な国であり、中進国としての目ざましい発展を遂げる一方、ASEAN諸国のリーダーとしての役割を果たしている。したがって、わが国とシンガポールとの親善、経済協力関係は他の東南アジア諸国にも大きな影響を与える。

日本経済自体は、世界のエンジン・カントリーとして西独と共にその役割を果たすと同時に、『世界の中の日本』ということに常に念頭おく必要がある。現在、日・米及び日・E.C.間に

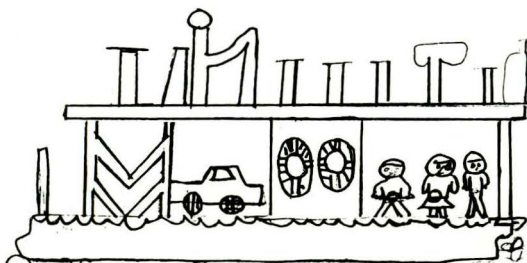


は貿易摩擦問題が生じているが、わが国としては世界貿易の拡大均衡を図るべく、保護貿易主義を回避し、自由貿易主義を堅持する方針である。その際、まず、日本経済自体の安定を図ることが緊要である。現在政府としては、『物価と経済の両ネラミ』を政策運営の基本としている。しかしながら、内外の経済環境を併せ勘案すると政策運営のカジ取りが極めて微妙な情勢にあることも否めない。そこで、周知を集めてこれを克服するべく対策を講じている。第一次の公定歩合の引下げに続き、近日中に第二次引下げが行われると思う。こうした金利の引下げは、個人消費の回復、建設活動の活発化等を通じて国内経済全体に刺激を与えると同時に、海外へもその波及効果が生ずるものと期待される。

制度、慣習、文化等が異なる海外での事業活動は、国内とは異った困難もあると思うが、こうした海外活動があって日本が成り立っていることも十分承知しているので、各位の一層のご活躍を祈つて止まない。通産省としては、より円滑な企業活動を推進するための環境づくりに努める所存である。通商産業行政は、これからの日本にとって非常に重要な使命を帯びており、1980年代、さらには次世代への課題も多く、その節目にたっている日本の立場、「世界の中の日本」ということを他国にきて一層痛感する。これから

日本は複合先端産業を目指していくと共に、国際競争力を強化する一方、ASEAN 諸国及び開発途上国に対する経済協力を量から質へ、質から量へと両面を勘案しながら推進する必要がある。

海外のことゆえ種々問題もあると思うが、各位並びにご家族の方々が、呉々もご健康に留意され、安全で良い家庭を当地で育まれますよう祈念いたしまして私の挨拶といたします。



中山顧問との“放談会”



聞き手 岡田 貞則（三菱銀行）
金重 紘（時事通信）
樋野 知二（松下電器）
川崎 尚武（大成建設）
杉野 一夫（J O E A）
川崎 克洋（J C C I）

在星18年余。この間に経済活動のみならず現地社会との融和に多大な貢献をなされた中山一三氏が帰国された。今年に入って桜井清彦氏につづく中山一三氏の離星。日本人社会の大きな柱が取り除かれたような気持になっているのは私のみではあるまい。御帰国前の多忙な中、「教訓など求められるのは厭だよ」とおつしやる中山氏に放談会をお願いした。以下は同氏の発言内容を項目別に取りまとめたものである。（文責・杉野）

シンガポール経済の推移

—1960年代前半—

シンガポール経済の推移を見ますと、マレーシアから分離独立した以前と以後とでは基本的に違います。それから1975年以降になると、また違ってくる。私がシンガポールに来たのは1962年ですがいま言うとは皆びつくりすると思うけど、当時町を歩いていて赤旗のたつていなかった日は一日もありませんでした。人民行動党とバリサン・ソシアリス党との対立時代です。両党とも組織の基盤を労働者に求め、労働者獲得のためのストライキでもあつたわけです。その典型的な例がBank of America。ここの職員は当時最高級の給与を得ていたが、それでもストライキをやつていた。これが1960年初期の状態でした。

62年になるとマレーシアとの合併問題がうかんできた。50年代から

60年代初期にかけて発展途上国ではナショナリズムの高揚期に入る。それに従ってシンガポールでは仲継貿易の依存度が低下していく。あの時の人口増加率は確か5%、平均年齢が25~6才だったと思うな。毎年6、7万人の求職者人口がでてくる。かれらにどうやって職を与えるか。この国の工業化の狙いはある意味では失業対策であつたと言えます。この時代においては日本企業は何でもいらつしやい。業種は何も問わなかつた。当時シンガポールの人口は180万人、マーケットとしてはとても小さかつたが、マレーシアがありますよ、1,000万人のマーケットが用意されていますよ、ということで、60年代初頭に日本企業が一斉に進出してくるこの時代が私の分けた1段階になります。

—独立から1970年代前半—

第2段階は65年8月のマレーシアとシンガポールの分離以降ということになりますが、この分離はシンガポールばかりでなくマレーシアにとつてもショックだった。合併した時は、シンガポールがニューヨークで、クアラルンプールがワシントンだという性格づけがなされていた。しかしニューヨークを失つたワシントンは果して生きていけるか、マレー半島から離れたシンガポールは生存し得るか。双方とも大きなショックを受けたんですよ。その時からシンガポールは国際競争力のある製品しか造らなくなつた。国内市場から国際市場を相手とする企業へと移行していった。これが70年代の中頃まで続くわけです。この間にローライを呼び、セイコーを呼んで来たように、労働付加価値の高い、労働集約的産業を中心とした大企業を引つばて来た。そして70年前半に完全雇用を達成してしまうわけですね。

—1970年代後半以降—

そして高付加価値、高生産性を指向する第3段階へと入ってきます。これは昨年のNWCから実施されたようにいわれますが、実際には70年の半ばから始まつているんです。安い労働力を売り物にするのではなく、高生産性、高能率を中心とする工業への移行。つまり途上国の産業から先進国タイプの産業にもつて行こう、先進国に一挙に移行しなくても中進国タイプの産業を確立しようと考えているわけです。これが70年中頃から今日までに至る状況だと思います。

シンガポール経済の将来

将来どうなっていくのか、もちろん誰にも判らない。この国が先進国あるいは中進国としてのオリジナリティを発揮していくことができるかどうか、私も断言はできません。最近政府のリーダー



は日本を見習えと言っている。例えば半導体の理論はアメリカで開発されたが、それをトランジスターや計算機、時計にするといつた応用になると日本が世界一となっている。こういうものをシンガポール政府としては狙っている。ただこの問題は教育、文化に深く関連すると同時に、この国の大きさ、230万人という人口、国民の質も併せて考える必要がある。生産性に比較して相対的に安い賃金という性格はここ当分変らないんじゃないかと思います。

立地条件からくる将来性はどうだろうか。東南アジアの市場は狭すぎる。業種によるけれど、この国にとって最大の市場は中近東だと思う。アメリカと日本の市場を考えた場合、フィリピン、韓国、台湾の方がずっと有利ですよ。距離が近いというだけじゃなくて船の数がちがう。いろいろな意味でアメリカ、日本の市場はシンガポールにとって不利な面がある。ヨーロッパはどうだろうか。この市場は割合可能性があるんじゃないか。しかしそれにも増して一番いい市場は中近東だ。シンガポールの商業資本のバイタリティ、Speculation を恐らない強さ、quick delivery、中近東で望まれる程度の技術、こういうものを持ち合せているので、この国が力こぶを入れて開発すべきは中近東のマーケットだと思う。

日本社会の特異性

これだけ「日本に学べ」と言われると、日本は教える立場になった、偉く

なつたんだと思う人が随分と多くなるでしょうね。いま「日本に学べ」といっているのはシンガポールだけではなく。アメリカもヨーロッパもそういつていつている。ただ問題は結果がほしいという声なんだね。日本人の持つ勤勉さ、企業への忠誠心、滅私奉公、こういったものを先進国も発展途上国もほしいと言っている。しかしこれは文化的な問題でもある。政治、経済、法律、それぞれ文化の1つの表現ですね。結果を欲しがるのはわかる。しかしその結果をもたらす由縁がなんであるか。これを考えると、イザヤ・ベンダサンみたいになってしまうんだが、日本教というものだね。日本人の持つ闘争心、党派性。日本人は集団に属しているという自覚があつて、その集団に対する identity の表現として高い生産性が出てくるんですね。これを支えているのはちよつとオーバーかも知れないが、武士道の倫理だな。やくざの任侠の世界もそうだね。日本の歌謡曲や流行歌にでてくる浪花節。私は歌謡曲を聞くとぞつとする程厭なんだが、しかし心の底にはああいう粹な人生を送りたいという意識が我々にはあるのではないかな。ヨーロッパ、アメリカ、シンガポール、それぞれ共通部分は随分あると思う。むしろ日本の方が特殊なんだね。この特殊な日本の更に特殊なところを他の国の人々がフォローできるかどうか。ちよつと無理なんじゃない。だから、「日本に学べ」と言われても、これで日本人は偉くなつたんだと思うのはおかしいと思う。

会社というものはゲゼルシャフトでありながら日本人の場合、その中のモラル、文化はゲマインシャフトなんですね。山本七平が言うように「就職とは企業と雇用契約を結ぶことではなく、その企業のもつている共同体への加入を意味する」ものなんですね。だから日本企業では新入社員を集めて社長が訓辞を行う。「君たち、立ち小便するな。君は山本君かな。人様が見て山本君が立ち小便しているとは言わないよ。〇〇会社が立ち小便していると言うんだよ。君はこれから Mr. 山本ではない。〇〇会社の山本である！」これは強烈なゲマインシャフトですよ。こういうものが世界に簡単に広がるとは思えないんだな。

華人社会の特徴

華人社会も変貌していますね。世代によつて業種によつてどんどん変つていきます。しかし1つ変つていないのは family Capacity を超えられないというところだね。立派な大学を成績優秀で卒業し、会社内でもよい実績をあげて信頼できる人物であつてもその人を社長にして会社を預けてしまうというようなことはここでは可能性が少ない。だから国家資本が出てくるんです。華人資本が成熟して大企業のように近代化していく過程で考え出されたのが官僚資本である。しかし古今東西、共通していることは官僚資本の経営が最も非能率的なんだね。その意味ではシンガポールの官僚は高能率ですよ。日の官僚もまれに見る高い能率性を誇つていっているとされているけれども、この国に較べたら落ちるように思う位である。

一方、会社でも生活でも同じですが、華人とつき合う方法として、ちよつとした Know How になると思うが、先程この国の中国人は Family Capacity を超えられないと言いましたね。会社のスタッフを育成し、会社に引き付けておくには、あなたが Junior Family Member になることだと思いますよ。そして彼にもあなたの Junior Family Member に飛び込ませる。義理と人情だね。中国人には義理と人情が働きますよ。日本の若い世代よりよつぽど深いと思う。中国人の価値観から言いますとね、国家、政府、企業といったものより自分のゲマインシャフトの者を大事にしなければいけないんですね。私にも親しく付合つている中国人がここになん人かいますが、内輪の者は何があつても面倒を見なくちやいかんという考えを持っている。だから本当に大事な人物に対してはお互いに Junior Family Member になることです。あいつは俺によくしてくれる、だから俺もあいつにはよくするんだ。錢だけで動いているんじゃないやありませんよ。義理と人情が通じますね。こちらからも誠心誠意接すべきで、ごまかしてやろうなどと思つたら、すぐばれる。対人関係の手練手管は中国人の方がずっと上手ですよ。

シンガポールの新指導者群象

パナニュース
陳 加昌

現指導者のプロフィール

多くの日本人にとって、シンガポールのリーダーシップ交代はうろたえる程の一大事ではないにしろ。興味津々たる問題であろう。シンガポールの現指導者達は、一般に Old Guard と称されているが、日本の感覚からいって、それほど高齢化しているとは思われない。にもかかわらず、シンガポールの指導者達は、次代を担う後継者探しに非常な熱意をみせている。既に 1967 年、「アジア諸国に於けるリーダーシップ」と題したセミナーで、リー・クアン・ユー首相は、「人格、知識に優れ、しかも自制心を備えた指導者の存在がいかに重要であるか」また、「優れた人材供給のパイプラインを確保する為、何等かの（政治的）システムを作り出さねばならない」と力説している。

シンガポール独立後僅か 2 年足らずのその当時から既に指導者層は、後継者養成の必要性をはつきりと認識していたのである。現指導者達は大部分、まだまだ若いといえる（日本に於いては、ちょうどふさわしい年齢とみなされよう）しかし、Old Guards は 1959 年、人民行動党（PAP）が政権を掌握して以来、今日に至る迄、不動の地位を保つてきたのである。

リー・クアン・ユー氏は 36 才にして首相となり、以後引続きその座を保っている。Old Guards として知られるようになった彼の同輩もまた長きにわたって大臣職にある。おそらく、この在職期間の長さ故に Old Guards という呼び名が生まれたのではないだろうか、実際の年齢分布は 50 ～ 65 才である。詳しくは以下を参照されたい。

氏 名	党内役職及び 政府役職	誕生年	年齢 (1980 年現在)
リー・クアン・ユー	書記長 首相	1923	57
ゴー・ケン・スイ	副議長 第一副首相	1918	62

トー・チン・チャイ	議長 首席大臣	1921	59
S・ラジャラトナム	中央執行部委員 第二副首相	1915	65
オン・パン・ブン	中央執行部委員 大臣	1929	51

現指導者達の健康状態は概ね良好であり、特殊な状況が起きない限り、Old Guards は、少なくともあと10年程度は政権を担当していくものとみられる。しかしながら、近年後継者問題がやかましく論議されるようになり、早急な対策が望まれている。

1967年以後行われた選挙を調べてみると、人民行動党（PAP）が努めて若手新人候補者を起用している事がわかる。1968年の総選挙では、17名の若手新人候補が出馬している。当時の選挙区数65に対して17名の新立候補者というのは、かなりの割合といえる。これら若手新人の選出にあたって党は、「新しい血」導入政策の一環であると説明している。さて、その2年後に行なわれた中間選挙に際しては、党は5名のベテラン議員を引退させ若手と交代させている。最近公職を引退したホン・スイ・セン氏（当時54才）を除く他の新議員は、すべて主に三十代前半という若さであつた。この若手強調路線は1972年の総選挙にも引継がれ、党公認新人候補者の平均年齢は35才であつた。1976年総選挙、1977年、1979年の中間選挙そして今年末に予定されている総選挙にも、若手起用政策は続くものとみられる。

ところで、これら若手新議員の多くは、非常な短期間に重要ポストに抜擢されたのである。1975年の決議により首席大臣補佐3名（シンガポールでは首席国务大臣と呼ばれる）は、閣議に参加し、各省に関連した文書を提出する権限を与えられた。しかもこの3名の首席大臣補佐は、若手指導者グループ所属だつた事が目を引く。このように、新人議員の多くは、国务大臣、首席国务大臣、ひいては各省大臣といった要職に次々と起用されたのである。但し、この間若干の犠牲者が出た事も事実である。「新しい血」グループの中には、別のポストに格下げされた者もいる。その任を解かれた大臣もいた

し、自ら辞任を選んだ首席大臣もいた。しかしながら、大勢は変わらず新しい、第2の世代を養成していくという方針は依然として支持されている。現在、将来の大臣と目される後継者候補として、ゴ－・チョク・トン（39才）リム・チー・オン（36才）、オン・テン・チェン（44才）S・ダナバラン（43才）、トニー・タン（40才）、アハマド・マター（41才）の諸氏が挙げられている。この内、オン・テン・チェン氏を始め、何人かは既に数年にわたって大臣職をつとめてきた人達である。

後継者問題の背景

後継者問題がこれ程重要視されている裏にはいくつかの事情がからんでいる。第1に、リー首相以下国家指導者達が、この問題に頭を悩ませているのは、スムーズな政権引継ぎこそ、国が発展の為に払った努力が今後を受継がれ、一層強化される為の大前提であると考えての事である。第2に現指導者達は―――いずこの指導者も同じだろうが―――与党の座を確保すべく、万全を尽さねばならないと思っているからである。シンガポールの指導者にとって今後とも国家人民党（PAP）の降盛を保証する最善の方法は思想及び人材面での刷新をはかる事である。このプロセスを通してこそ、党は、一層複雑多様化する経済・社会に於ける諸問題に十分対処し得る、有能な新指導者を産み出す事が可能となる。PAPが優秀なテクノクラートを次々に党員として迎える方針をとった結果、野党は有能な人材を集める可能性を完全に奪われた形になつたのである。およそ政界にうつて出ようとする者は、当然1959年以降、連続与党の記録を誇るPAPにその政治生命を賭ける道を選ぶからである。かくして1968年以降はPAPの全議席独占が続いている。さて第3に、Old Guardsは、各後継者を名指して任命するのは避けるべきだとしているが、主義主張を同じくする者を一つのグループに集め、個々のポストの最終決定はそのグループ内の判断に任せるといつた方式は可能とみている。また早くから後継者問題に取り組む事でOld Guardsは、後継者候補をモニターし、評価し、その指導にあたる事が出来るわけである。

以上3つの要因は、Old Guardsの決定に如実に反映している。ベテランは、徐々に政治の第一線から退く動きをみせている。ゴ－・ケン・スイ、

S・ラジャラトナム両氏は後進を譲つて、各々第1副首相、第2副首相に就任した。但し、両氏はその後も引続き、教育、外交問題に関与している。また若干指導者は、国家及び党の重要政策決定に参画する権限を与えられた。例えば、新指導者グループの一人、ゴー・チョク・トン氏は党選挙対策委員会及び他の若手メンバーの指導を委ねられている。Old Guardsは、殆んど表面には出ず、二歩下がつて後進を見守る姿勢をとっている。後進指導の一環として、政府首脳の新外国訪問に際しては、若手指導者達も随行している。前記6名の新リーダー達は、短期間に国の内外の政治経済問題に通曉し、十分な手腕を発揮できるよう、“特訓”を受けているのである。

1980年代末には、Old Guardsの完全な政界引退も考えられる。実際、折にふれ、当人達はその意向をもらしている。Old Guardsの殆んどは長く大臣職をつとめてきた人々であり、今やその大任から解放される日を待ち望んでいる現状である。

新指導者群の横顔

しかしながら、いつたい誰が新指導者となるのだろうか。1968年以降の各選挙で登場した新人の内、比較的若い層（初立候補時40才以下）から次期後継者が出る事はまず間違いないだろう。その中でも2代目候補として、特に何人かの名が挙げられている。前記6氏は、その別格の扱いからも、後継者候補筆頭と考えられる。その他は新人ベテランの別なく、専ら支持的役割を果たす事になるだろう。

現在最も属されているのは、38才にして通産大臣に就任した、ゴー・チョク・トン氏である。同氏は若手グループの中で、最も早く大臣職に抜擢された一人である。大臣昇進以前にも、国家予算作成に際し、その力量を認められていた。同氏は時の大蔵大臣に代わつて、予算案の提出、弁護にあり、巧みな政治的手腕を発揮してこの大役を果たしたのである。ゴー氏は本来経済界出身であり、シンガポールのトップ行政業務に携わり、その後政府経営の海運会社、ネプチューンオリエンタラインに迎えられた経歴をもつ、自信家であり、ベテラン閣僚なканずく首相の信任が厚い。

ゴー・チョク・トンに続く有望なリーダーは、リム・チー・オン氏である。彼は海運建築技師としての訓練を受け、管理行政部門に携わっていた。ゴー

氏よりも更に若い年で無任所大臣に任命されている。また、シンガポールの唯一の労働組合運動である全国職工総会（NTUC）の事務局長でもある。

NTUCにはシンガポール全労働組合員の95%が参加している。

言うまでもなくリム氏は、非常に重要なポストに任命されている人物である。PAPは、シンガポールの政策決定に大きな影響力をもつNTUCの積極的支持を必要とするであろう。3者会議の原則に基づき、NTUCは、主要政府団体及び委員会（準政府機関及び公共企業を含む）の代表者を参加させている。国の経済の立て直しは、おおいにNTUCの支援にかかっている。NTUCはまた、社会に相当の影響をもつ、種々の事業にも着手している。生命保険協同組合、タクシー協同組合、スーパーマーケット、旅行サービス、及び組合員の為のリクレーション設備、歯科医療サービス等である。

新しいリーダーの第3の人物は、オン・テン・チヨン氏である。彼は都市計画の専門家であり、ゴー・リム両氏と同じく政界に入る前は公務員であつた。現在運輸通信大臣と文化大臣代理を兼任しているが、いずれも高度の慎重を要する役職である。通信運輸省では、陸、水、空路、あらゆる種類の輸送機関を向上すべく、努力が払われている。港湾の設備は、さらに向上し、チャンギーの新空港完成も間近である。シンガポールが国内輸送機関を向上させる為、大量高速輸送システムに乗り出すかどうかの決断も今なされなければならない。文化省の分野では、現在国民にアジア文化の価値を認識させ方言を廃止し、北京語の使用をすすめる等強い国民意識を育成することを目標に努力が払われている。このようにオン氏は重大な任務を担当している人物である。

第四の人物は1980年、外務大臣に任命された、S・ダナバラン氏である。同氏は、DEVELOPMENT BANK OF SINGAPOREの副社長であつた政治とは無関係の職業的背景にもかかわらず複雑な外交政策をよく理解し、その有能ぶりを発揮している。

第五の人物は、教育大臣とシンガポール唯一の大学の副学長とを兼任しているトニー・タン氏である。ダナバラン氏と同様銀行界で活躍していた。同氏はシンガポールでも最大の銀行の一つである THE OVERSEAS CHINESE

BANKING CORPORATIONの総支配人であつた。数学及びオペレーション・リサーチの専門教育を受けている。

最後に社会福祉大臣代理のアハマド・マター氏が挙げられる。同氏は政界に入る以前は、大学で教鞭をとつていた。

以上が現在の新指導者達であるが、ゆくゆくは大臣補佐（首席国務大臣及び国務大臣）の中からも大臣職に昇進する者も出て来そうである。同様に新人立候補者も含む、その他大勢の議員の中で政界のハイエラーキーを数段昇る者も出てくるだろう。

新指導者群の特徴

これら新指導者達を比べてみると、ある共通項が見出される。彼等の殆んどが官職あるいは、それに類する事情に携わつていた事である。公的機関から新人を募る傾向は、既に定着している。高級公務員や定年退職間際の公務員も人選の対象になつている。1979年の中間選挙では、7名の候補者の内、2名が定年退職した公務員であり、両名共、閣僚級のポストを与えられている。この人選は、高級官職が政界や企業に天下りする事が出来る。日本の事情に似通つている。ただ、日本のシステムと異なるのは“現役の”優秀な公務員が人選の対象となる点である。彼等は、政界からも引く手あまたである。

もう一つの特徴は技術家政治の重視、専門的教育を受けた者が重用されている点である。ずぶの素人はほとんど見受けられない。これはシンガポールの文盲率が低下し、国民が成熟してきた証拠である。選挙民は、徒らにスローガンを叫んで回る者よりも、真に問題を解決しうる人物を信頼する傾向を示している。

第3に、新指導者は、各々この数年間に、あらゆるチャンスを利用して勢力拡大をはかるものと予想される政党幹部や選挙の際の新人立候補者の選出は、ほとんど彼等に任せられており、最近の党公認候補者のリストを見ると大多数がその友人同僚で占められており、もつぱら個人的なコネによる人選である事は歴然としている。同様の勢力拡張は、リム・チー・オン氏の率いるNTUCでも明らかである。新指導者達は、権力政治のダイナミックスを熟

知しており、着々と勢力固めをすすめている。

今後の展望

ところでよく持ち出される問題が2つある。1つは、後継者を1人に絞る事が可能かどうかという点である。これについては首相自ら、只1人の後継者を指名する意志はないと明言している。現在、首相以下ベテラン閣僚はあくまで、後継者の資格十分とみられる若手指導者の“グループ”を育成しているのである。若手指導者達は各人、お互いに、また国民に対してその真価を証明し、グループ内で各々のポストを決めてゆかねばならない。脱落者が出る事も考えられる。リー首相以下ベテラン閣僚の新指導者に対する基準は厳しく、未来のリーダーは単に有能、仕事熱心、信頼がおけるばかりでなく金銭、道徳面でも潔癖である事が要求されている。

もう一つは新指導者達のはたして、リー首相以下閣僚が経てきたような試練、即ち、きびしい政治闘争等を乗り切るだけの政治手腕をもっているかどうかという点である。将来再びコミュニン主義、共産主義が台頭してくるかもしれないという人もいるが、これは、見当違いの故なき恐れである。1950年代、60年代に、リー首相が直面しなければならなかつた危機がまた繰り返されるとは、まず考えられない。国民人口の変化と共に、国民性も変わってきているからである。デマゴーギーも共産主義も昔のように大衆にアピールしなくなっている。新指導者達が取組まねばならない問題は、当時とは全く質の異なるものである——いかにして国民へのマイナス影響を最小に押えて経済の調整、再編成をはかるか、いかに国際政治経済問題を克服すべきか、シンガポールの繁栄を維持する為、どのような環境を整えねばならないか、いかにして国民の文化レベルを高めて行くか等等。従つて、新指導者には、とてもかつてリー首相以下が対処してきたような問題を解決する能力はないと決めつけるのは的を外れた見方である。ともあれ新指導者達は政策決定という厳しい試練に立ち向いながら、更に修業を積んでいるところである。

政治的スタイルに関して言えば、概ね、プラグマチックであり、イデオロギー重視主義である点、新旧指導者の間にさほどの差はみられない。新指導者のいわゆる自由主義は、国民の福祉を考慮した修正自由主義である。彼等

は殆んど英語教育を受け更に欧米で高度の学問を修めた人達である。しかしながら昔ながらのアジアの価値観—特に家族及び社会の強い結びつき等—を保持していく必要性も敏感に感じとつてゐる。これら新指導者達は、政治以外の分野に留まつていても、必ずや成功したにちがいない人々である。にもかかわらず、あえて彼等が困難を承知で政界入りにふみきつたという事自体、政界にかけた彼等の意気込みが感じられる。新指導者達の未来への期待は、Old Guards同様並々ならぬものである。

新旧交代のプロセスはある日突然行われるものではない。Old Guardsはゆつくりと時間をかけて徐々に舞台を去つていくだろう。しかし、ベテラン閣僚の意向もあり、1980年代末には、新旧交代劇の幕がおろされるだろうだがベテラン指導者達は引退後も引続きカウンセラー的役割を果たすものとみられる。彼等は老練政治家として、重要な陰の勢力となるであろう。彼等の引退劇もまた慎重に考えぬかれた緻密な計画の一部に他ならない。年齢的にも、健康面からも、Old Guardsは1990年代もなお、かくしゃくとして活躍しているだろう。

(注) 原文＝英文を 日本語に翻訳したものである。

シンガポールの配当課税制度

ーインピュテーション・システムーについて

公認会計士 林 幹

(1) はじめに

本稿の目的は、シンガポールにおける法人税制の中でも、わが国のそれと大いに相違すると思われる配当課税制度の仕組みを概説すると共に、一方では日本の配当課税制度をシンガポールのそれとの比較という見地から、複習してみようというところにあります。

とえらそんなことを書いておりますが実際は私自身最も理解しにくかつたシンガポールの配当課税制度を一回整理して考えてみようというのが本旨です。

(2) シンガポールにおける配当課税の考え方

シンガポール所得税法における配当に関する規定は、その第44条に設けられており、一般にインピュテーション・システム (Imputation System) と呼ばれております。

インピュテーション・システムは、その適当な訳語をつけ難い名称であり、かつ我々には非常に馴染みの薄い言葉であります。要するにひと言でいえば、会社の利益に対する法人税はその利益を株主に配当し、株主が利益を享受した限りはその株主が法人所得税を負担するべきであるという制度、即ち換言すれば企業が第一次的に負担する法人所得税を配当を行つた範囲内において株主に転稼 (Impute) するという制度です。このように、インピュテーション・システムは、最終的な利益を留保している限りは、企業自身が利益享受者であるために、自ら税金を負担するということになるわけです。

後でより具体的なケースを示しますがとりあえずここでは、以上の原理を御理解頂くため、ごく簡単な設例を示してみたいと思います。

支払配当法人の利益	S\$ 1,000
法人所得税	S\$ 400
税引後利益	S\$ 600

このケースでもし、会社が利益の全額を配当すると仮定すれば、インビュテーション・システムにおけるその配当額とはS\$600ではなくS\$1,000ということになります。但し、実際に株主に支払われるのはやはりS\$600であるわけですがこのS\$600は、S\$1,000という配当額からそれに課されている法人所得税S\$400を控除したものとみなされます。

したがって、これを株主側からみれば次のようになります。（法人の場合）

受取配当金	S\$1,000
株主が支払う法人所得税	S\$ 400
既に差し引かれている税金の控除	<u>S\$ (400)</u>
収益額	<u><u>S\$1,000</u></u>

これを仕訳で示せば

借方—現金	S\$600
法人所得税	S\$400
貸方—受取配当金	(S\$1,000)

となるわけであり、株主としては、自ら支払配当法人の所得税を支払ってはいませんが、結局S\$400の法人所得税を負担していることとなります。

但し、このS\$400は、いわゆる源泉徴収税（Withholding Tax）と似て非なるものであり、したがってこのS\$400を支払配当法人が一定の期間以内税務当局へ納付するという必要はありません。

以上でシンガポールの配当課税の基本的考え方は、おわかり頂けたかと思いますが、さらにシンガポール所得税法第44について検討を行う前にここでわが国の配当課税制度を振り返って彼我の違いを考えてみたいと思います。

（３） 日本における配当課税の仕組

わが国の配当課税制度におきましては、シンガポールとは違い、利益を生み出した法人そのものに課税するといろのがまづ基本となっておりますため、その法人の構成要因たる株主が配当を受け取った際にまた課税すれば同じ所得に二重に課税することになり、したがって最終

の個人株主の段階で「配当控除」（所得税法 20 条）という形で配当所得に対する源泉徴収税額控除とは別に一定の金額の配当を受け取った個人の総合所得に対する税額から控除することになっております。

この最終株主段階で一定額の税額控除をするのは、上記の通り、その配当の源泉たる利益が生み出された段階で既に課税されているからということによるわけですが、配当がストレイトに個人株主にいかず法人株主を通じてその法人株主の株主たる個人に支払われる場合もし、法人株主段階で、その受取配当金を課税所得に含めて法人税を支払えば、配当が最終の個人に辿り着いた時には、既に二重の課税が行われてしまっていることになり最終段階で一体いくら「配当控除」すれば二重ないし多重課税が避けられるかということは實際上計算不可能になってしまいます。したがって、法人株主が配当を受けた場合、その受取配当金は既述の通り、既に課税済であるのでそれを、受領した法人株主側において課税所得に算入しないといういわゆる「受取配当金の益金不算入」制度が設けられているわけです。（但し外国法人から受け取った配当については日本において元々の利益に対する税金が支払われていないわけですからその配当は課税所得に含められます）

このように利益が出た最初の段階で課税し、途中の法人株主は「受取配当金の益金不算入」制度により飛び越して最後の個人株主の配当収入となつた時点で「配当控除」を行うというのが日本の配当課税の基本的仕組ですが、このように行えば完全に最初の 40 %（標準法人税率）による税金支払だけになっているかといえばそうとは申せません。

これを(1)で示した簡単な設例により納税される側、即ち国サイドからみればどれだけの税金収入があるかということを見てみたいと思います。

法人の課税所得	S\$1,000
法人税（標準 40 %）	<u>(S\$400)</u>
税引後利益	S\$600

配当額	S\$ 600
源泉徴収 (20%)	(S\$120)
支払配当	<u>S\$480</u>

個人株主側

配当収入	S\$ 600
個人所得税 (40%と仮定)	S\$240
控除一源泉徴収	(S\$120)
配当控除	(S\$ 60)
個人所得税 (実際支払額)	(<u>S\$ 60</u>)
源泉徴収税 (上記)	<u>S\$120</u>
個人が負担した税金	<u>S\$180</u>

国の税金収入 = S\$400 + S\$180 = S\$580

ちなみにインビュテーション・シヨンシステムによれば S\$400 のみ

(個人所得税率が40%の場合)

即ち最初の1,000という利益に対してS\$400の税金が支払われているにもかかわらず、その課税済の利益を収受した個人株主の段階で更にS\$180(源泉徴収税S\$120 + S\$60)の税金が支払われることとなります。

ただし、最初の法人段階で支払配当に充てる利益相当額に対する税率を、標準の40%ではなく30%にまで引き下げるといいうゆる「配当軽減措置」がありますため全体としての税金は、次の通りS\$510となり先程より、実際はS\$70減少いたします。

法人税	S\$1,000 × 30%	= S\$300
源泉徴収税	S\$ 700 × 20%	= S\$140
個人所得税	(S\$ 700 × 20%) - S\$140 - S\$70	= S\$ 70
		S\$510

もつとも実際には、以上のように単純比較は出来ず例えば途中の法人株主段階での「受取配当金益金不算入」において支払配当が受取配当より少なかった場合の25%益金算入やあるいはまた、短期所有株式の配当金益金算入等々により全体としての税額も影響を受けることになりますがここでは、ごく基本的な仕組の説明ということで上記のような比較をいたしました。

ここまで述べてきましたように、日本の配当課税制度は、上記の受取配当金一部益金算入がどうの負債利子控除がどうのという問題を別としても、シンガポールのそれに比べてかなり複雑であるといえます。また配当軽減措置や受取配当金の益金不算入制度による手当を行つても、純粋なインピュテーション・システムに比べればひとつの所得に対し全体として支払われる税金は多くなつていると考えられますが、これは、配当に対する法人税と個人所得税間の配当控除制度による(調整二重課税の排除)が部分的にのみ行われること、即ち配当控除を認められる金額が受取配当額の10%あるいはそれ以下(課税総所得が1,000万円超の場合)に制限されているからといえます。

4) 日本とシンガポールにおける個人の配当収入に対する課税の相違点

日本の個人株主に対する配当課税には御承知の通り、総合課税と源泉分離課税の選択制度がありますがシンガポールでは総合課税一本となつております。(なお日本においてもこの選択制度は1980年12月31日に終結し、総合課税に一本化されることになつています。)

日本の場合、総合課税を受ければ先ほど述べましたような源泉徴収税の税額控除並びに配当控除を受けることとなりますが源泉分離課税を選択した場合には配当受領時の源泉徴収で課税は完結し、その税額控除等を受けるということはありません。

シンガポールにおいては先にも触れました通り、受取配当金も他の所得に合算されて、累進税率の適用を受けるわけですが配当から既に控除されている40%の税金は算出された所得税から控除されます。(控除しきれない場合は還付請求することになります。)

なお総合課税及び源泉分離課税制度について詳しく述べるのは、本稿の主旨ではありませんので個人に対する配当課税はこの程度にしておきたいと思います。

(5) インピュテーション・システムの仮設例

これまではシンガポールの配当課税制度を日本のそれとの比較という観点から説明して参りましたが、次は、仮設例を設けることによりインピュテーション・システムを説明してみたいと思います。

既に配当をしていらつしやる会社の方々は“Section 44 balance”という言葉を目にされたことがおありと思いますが、この言葉が、インピュテーション・システムを理解するうえで重要な意味を持っております。具体的にはIncome Tax Section 44 第3項に定められている次のバランスをいいます。

即ち当該会社設立以来の法人所得税額と同じく設立以来の支払配当額から控除した税額との差額をSection 44 balance といひ後者を超過している場合には、その超過額は国税局に納付する必要があります（同条第4項）反対の場合には、そのバランスは翌期以降に繰り越され配当から控除されるべき税金と相殺されることとなります。（同条第5項）

以上のことは、所得税法の条文をそのまま日本語に置きかえただけでありこれだけでは書いている私自身何のことやらさっぱりわかりませんので以下に仮設例を設けて考えてみたいと思います。

なお仮設例に入ります前にその前提ともなつおります基本的な点に先に触れておきますと、会社の配当可能利益は会計上の未処分利益剰余金

（留保利益）以下でかつ上述のSection 44 balance がマイナスにならないまでの全額即ち配当から保留すべき税額（累積）が会社の法人税（累積）を超えない範囲内での金額もうひとついいかえれば、第44条第4項の規定による超過税金の支払を国税局にしないでよい金額が通常の配当可能利益ということになり以下の仮設例でもそういう意味での配当可能利益全額を配当するという前提に立つております。

< 設 例 >	1979	1980	1981	1982	1983
会計上の税引前利益	100	90	300	200	400
税務申告調整（加算）	20	(30)	30	(50)	50
課税所得	120	60	330	150	50
法人所得税（４０％）	48	24	132	60	180
会計上の税引後利益	52	66	168	140	220
繰越利益剰余金一期首	—	52	66	178	140
未処分利益剰余金	52	118	234	318	360
配当額（税金控除後）	0	52	56	178	110
繰越利益剰余金一期末	52	66	178	140	250
Section 44 balance	0	13	0	13	29

この設例で、おわかりになりにくいかもしれない点は各年度の配当額がどこから出てきたかということだろうと思いますが前もつて述べましたように各年度の支払配当額を会計上（会社法上）の配当可能額即ち前期末の繰越利益剰余金額と税務上の限度額即ち支払配当額の４０％が課税所得の４０％（累積ベース）を超えないまでの配当金額の何れか低い方の金額として設例を設けております。

まづ１９７９年ですが、この年は、初年度のため、実際の確定税額の支払及び配当の支払は発生せず（御承知の通りシンガポールにおいては、確定法人税の支払は賦課年度とよばれる翌歴年になります）したがって１９８０年からが問題となります。

さて１９８０年においては１９７９年度の法人税４８を支払うと共に１９７９年の利益配当が行われるわけですがその配当可能利益（税金控除後）は会計上５２であり（１９８０年中の中間配当は考慮せず）一方税務上の限度額は７２となりしたがって配当支払額（税金控除後）は５２となります。ここにおいて税務上の限度額７２は即ち会社が支払った税金４８を配当から控除する４０％

の税金で相殺しうる配当額の税引後金額を意味します。 $(48 \div 0.4 \times 0.6 = 72)$

この結果 1980 年末においては会社が支払った税金 48 が配当から控除した税金 35 $(52 \div 0.6 \times 0.4)$ を超えていますので、その差額 13 が 1980 年度末の Section 44 balance となり翌期に繰り越されることになります。

次に 1981 年においては 1980 年の法人税 24 が支払われるわけですが、税務上の配当可能利益はこの法人税 24 と前期から繰越された Section 44 balance 13 との計額 37 から導かれる（逆算される）配当額（税金控除後）56 $(37 \div 0.4 \times 0.6)$ となります。一方会計上は 1980 年の繰越利益 66 が限度となるわけですが税務上のそれが 56 しかないため実際に支払われる配当（税金控除後）は 56 となります。

もしこの場合、会計上（会社法上）の配当可能利益 66 を支払えばそのグロスの配当額は 110 それから控除される税金は 44 ということになり、この 44 は前記の Section 44 balance 37 を超過しますのでこの場合には、既に説明いたしました所得税法第 44 条第 4 項の状況に該当することになり超過額 7 を支払配当法人が納税する義務が生ずることになります。

1982 年、1983 年についても、同様であるためここで説明することは、省略させていただきますが以下に Section 44 balance の異動を示す表を添付いたしましたので御参照下さい。

なおこの内容を示したステイトメントを支払配当法人は国税局に毎賦課年度末に提出することが所得税法第 44 条第 3 項により要求されております。

Section 44 balance の動き

1980 年における法人税納付額 (1979 年分)	4 8
1980 年における配当から控除した税金 (控除前配当額 87)	<u>(35)</u>
Section 44 balance — 1980	13
1981 年における法人税納付額 (1980 年分)	<u>24</u>
	37
1981 年における配当から控除した税金 (控除前配当額 93)	<u>(37)</u>
Section 44 balance — 1981	0
1982 年における法人税納付額 (1981 年分)	132
1982 年における配当から控除した税金 (控除前配当額 237)	<u>(119)</u>
Section 44 balance — 1982	13
1983 年における法人税納付額 (1982 年分)	<u>60</u>
	73
1983 年における配当から控除した税金 (控除前配当額 154)	<u>(44)</u>
Section 44 balance — 1983	<u>29</u>

(6) 日本・シンガポール租税条約における取扱い

以上述べて参りましたように、シンガポールの配当課税制度はわが国のそれと基本的な仕組において相違しておりますために、日・シ租税条約における配当に対する源泉課税に関する条項 (第 10 条 4 項) も一読しただけでは、何を書いているのかさっぱりわからぬというのが偽らざるところです。即ち、その本訳文によれば、

- 4 シンガポールが法人の利得又は所得に対する租税以外に配当に対して租税を課さないこととしている限り、シンガポールの居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当については、2 の規定にかかわらず、シンガポールにおいて当該法人の利得又は所得に対する租税以外の租税を免除する。

ということなのですが、初めてこの文章を読まれて十分に理解された方には、ただただ敬服いたします。もつとも理解しようにも「… 2 の規定にかかわらず…」というのがなんのこことやらわからんという方もいらつしやるかと思われませんが……

余計なことはさて置き、この条項の意味するところを逐条解釈的に説明いたしますと

①「シンガポールが（中略）租税を課さないこととしている限り……」

これは、株主が負担することになる配当から控除される 40% の所得税以外に、さらに、源泉徴収税をシンガポール側が日本の株主に支払う配当に対し課さないとしている限りという意味です。

②「シンガポールの…（中略）…所得に対する租税以外の租税を免除する。」

ここに「この規定にかかわらず」という文言が入っているわけですが、これは、同条第 2 項が支払配当法人の居住地（即ち、本稿においてはシンガポール）において 10% または 15% の源泉所得税を課するといっているにもかかわらず、シンガポールでは①に述べたようになっている限り、その 15% の源泉税を、この日・シ租税条約により特別に課税するようなことはありませんよという意味であり、シンガポールから受け取る配当については、シンガポールに納める税金が全くタダという意味ではありません。

以上の解説をお読み頂いた上で、もう一度本文をお読みになれば今度はその意味するところが御理解頂けるものと期待いたします。

(1) パイオニア企業の行う配当

次に話がもひとつややこしくなりました、シンガポールの経済拡大奨励法における、いわゆるパイオニア・ステイタスにより、免税措置を受けておられる会社が、免税利益を源泉として配当すればどうなるかということについて、簡単に触れてみたいと思います。

パイオニア・ステイタスをとれば、御承知の通り一定の期間、会社がパイオニア・プロダクツから生みだした利益に対して 40% の法人税をまるまる免除してもらえますわけですが、今まで説明してきたことで既にお

わかりの通り、配当を支払えば、その源泉たる利益に対する税金を負担するのは結局株主となるわけですからその意味においては、パイオニア・ステイタスをとつていようがいまいが、パイオニア企業とつては関係がないと極論することもできそうです。

したがって、配当の源資となつた利益に関する限り、パイオニア企業に関する免税とは配当を受け取つた株主における免税、いかえれば、40%を控除されないグロスの金額で配当を受けることを意味します。（一番最初に示した例を用いれば100の利益そのものを配当送金することになります。）

しかしながら、株主が折角40%の税金を控除されない配当を受け取つても先述の通り、この配当金は外国法人からのものでありますために益金算入となり、日本の法人税がかかつてしまい、一方、シンガポールで40%の税金が控除されていないわけですから、日本の法人税と相殺すべき外国税額がゼロとなつてその分だけ、日本に支払う税金が増えることになつてしまい株主にとっては、何の恩典も受けられないことになつてしまいます。

しかし、そこは、良くできたもので、このような不合理を排除するために、いわゆる「みなし外国税額控除」という制度があり、実際には40%の税金が控除されていないにもかかわらず、それが控除されたとみなしてその40%相当額を日本の法人税等と相殺しうることになつております。（むづかしくいえば間接納付の外国税額控除制度におけるTax Sparing Creditの適用ということになります。）

なお、ついでながらにして、かつ重要なことを2つばかり申し添えます。

(1) 上記のようなTax Free Dividendを行えるのはパイオニア期間中に限定されるわけではなくパイオニア利益を源泉としている限り、即ちパイオニア期間終了時の繰越利益（税務上）を源資とする配当である限り、パイオニア期間終了後に配当を行つてもそれはTax Free Dividendとなります。

(2) パイオニア企業が、同時にノンパイオニアビジネスを行つていて、そ

れから利益がでている場合、そのノンパイオニア・ビジネスの利益を源資としてみるとみなされる配当については、Tax Free Dividendとはなりません。従つてその部分については40%の税金控除後の金額が株主に支払われることになります。

(8) 最後に

以上申し述べて参りました通り、シンガポールが採用しているこのインピュテーション・システムというのは、我々日本の制度に馴じんだ者から見ますと誠に奇妙な制度であります。一方「究極的に利益を享受した者が、その利益に対する40%の税金を負担する」という原理、あるいは、法人税は株主が支払う所得税の前払という原理を最も単純に生かした制度であるということができ、その意味では日本の配当課税制度に比べて理解しやすいと申せましょう。

なお、このような純粋なインピュテーション・システムを採用しているのは、シンガポールとマレーシアのみですが、イギリス、西ドイツ、フランスなども同じような制度を採用しております。

躍動するシンガポールの教育（その2）

シンガポール日本人学校
魚田昭次

(4)第2 国語としての英語教育

第1 国語としての語学教育は、1959 年頃は、ENGLISH STREAM と CHINESE STREAM が半々となっていて、他は、マレー語、タミール語となっていた。

しかし、1960 年代から、実社会のニーズを反映し、第1 国語を英語とするシンガポール人が大多数となつて来た。例えば、中国系シンガポール人でも、第1 国語を英語、第2 国語に中国語を選択している。この事は、他の民族にも同様な傾向がみられ、英語を第1 国語とするマレー系シンガポール人、インド系シンガポール人が圧倒的になつて来ている。

シンガポールは、バイリンガル（2ヶ国語使用）を教育の重要な目標としているので、第1 国語の他に、第2 国語も必修となつている。

第2 国語として英語を選択している学校は、主として、中国語 STREAM の学校、マレー語 STREAM の学校、タミール語 STREAM の学校であるが、近年は、第2 国語としての英語を選択する数は、減少の一途となつている。

次に、第2 国語として英語を選択している2、3の学校の実態を示す。

一週間に、どの程度の英語学習時間があるのか、次の「ENGLISH AS A 2ND LANGUAGE」でみると、養正学校のように、1校時単位時間が30分、小1、小2レベルで、週9時間、小3で週10時間となつている。第1 国語としての英語より、第2 国語としての英語は、レベル的には低く、より基本的な学習事項となつている。

また、南華女校においても、小1、小2の英語授業が35分授業、週11から12時間となつている、毎日、30分から35分の授業であるが、（2時間続きも含めて）、語学教育の本質からも効果的な時間配当と云えよう。

一方、第2 国語としての英語と云えど、他の教科も、例えば、数学、理科など英語で

<u>ENGLISH AS A 2nd LANGUAGE</u>		<u>MATHEMATICS</u>	<u>SCIENCE</u>
		(Taught in English)	
養正学校 (男、女)			
Pr. 1	9 periods x 30 mins.	7	3
Pr. 2	■	7	3
Pr. 3	10 periods x 30 mins.	8	4
Pr. 4	■	8	5
Pr. 5	■	9	5
Pr. 6	■	9	5
南華女校			
Pr. 1	11 periods x 35 mins.	6	2
Pr. 2	■	6	2
Pr. 3	12 periods x 35 mins.	7	3
Pr. 4	■	7	3
Pr. 5	■	7	3
Pr. 6	■	7	3
<u>TOTAL SUBJECTS TAUGHT IN ENGLISH</u>			
Pr. 1	48% of total periods	※ { Kallang Primary School }	
Pr. 2	48% of total periods		
Pr. 3	53% of total periods		
Pr. 4	50% of total periods		
Pr. 5	50% of total periods		
Pr. 6	50% of total periods		

授業が行われている学校もある (CHINESE STREAM)。Hearing、Speakingそして、Reading、Writing Abilityの向上には、有効な時間配当となつている。

また、Kallang Primary Schoolのように、一週間のTIME TABLE (時間割)の中で、英語を通しての授業は、小1から小6まで、平均50%となつていて、Written Englishのみならず、Spoken Englishとしての効率の高いものと云えよう。

英語教育の内容も大綱として、日本の中1、中2、中3で学習する基本的学習事項を、ここシンガポールでは、小1から小6までの6年間で学習する。週当たりの授業時数(英語)も日本の2倍以上の時間を配当しているだけで、第2国語としての英語と云えど、内容的には恵まれているわけである。

(5)シンガポールの職業訓練教育と特色

シンガポールの職業訓練教育は、シンガポールの学校教育制度と密接な関連を持たせている。

従来、成人教育局と産業訓練局が担当していた職業訓練教育が一本化して職業工業訓練所庁 (Vocational and Industrial Training Board)

—VITB—が担当している。

シンガポールの職業訓練教育を
管理する職業工業訓練庁
(Vocational and Industrial
Training Board)



VITB は、職業訓練と生涯教育を担当している。また、VITB は、小・中
高校各段階から流入する学生に産業、商業、サービス業などの基礎的な訓
練を実施し、技能検定、各種の職業資格等の証明書を発行している。

現在 VITB は、18 の訓練センターを運営していて、全日制とパート・タ
イム制のシステムをとっている。

また、VITB では、各訓練センターで、コースを修了し、技能検定等の審
査に合格した者に次のような資格と証明書を与えている。

The Industrial Technician Certificate (ITC)

(工業技術者証明書)

The National Trade Certificate (NTC)

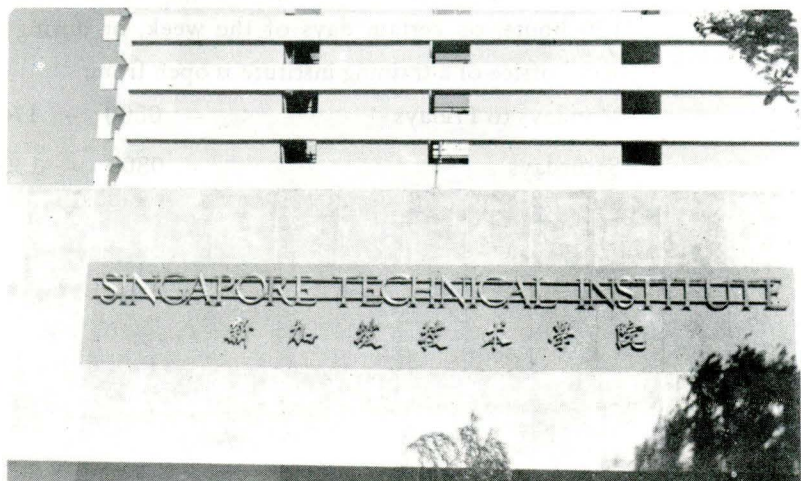
* (NTC は 3 段階証明書)

The Certificate of Competency (C of C)

(各種の資格証明書)



PONGGOL 地区にある
VOCATIONAL
INSTITUTE



SINGAPORE TECHNICAL
INSTITUTE も英語と中国語
ストリームで授業が行われ
ている。

GENERAL INFORMATION

Terms

There are four terms in a year

Intake of Trainees

For most of the courses, there are intakes a year – one in January and the other in July. However, for certain Certificate of Competency courses, like those on the construction trades, intake is conducted four times a year, in the months of January, April, July and October.

Advertisements inviting applications for the courses are usually published in the newspapers six weeks before the commencement dates of the courses.

For the January intake, pupils in the school may make their applications through their schools.

Courses Offered In Each Intake Exercise

Not all the courses listed in this Prospectus are offered at every intake exercise. The courses offered at each intake exercise are published in the press advertisement.

Training and Office Hours

A training institute conducts training for a full-day lasting from 0730 hours to 2130 hours.

A full-time trainee attends training for 40 hours a week, either from 0730 hours to 1630 hours or from 0930 hours to 1830 hours, from Mondays to Fridays.

A part-time trainee normally attends training in the evenings, from 1830 hours to 2130 hours, on certain days of the week, or during the week-ends.

The general office of a training institute is open from:

Mondays to Fridays	– 0800 – 1700 hours
Saturdays	– 0800 – 1300 hours

CERTIFICATES AWARDED

The VITB is the national authority in Singapore for the setting and conduct of examinations and tests in areas of vocational and industrial skills, and for the certification of standards.

For the Diploma, Industrial Technician Certificate and Commercial Education courses, the following certificates are awarded:

- * Diploma in Applied Arts
- * Industrial Technician Certificate
- * Commercial Education certificates such as the Certificate in Accounting and Private Secretary's Certificate

Diploma in Applied Arts

Presently, only two courses are offered at this level. A trainee undergoing a course at this level is given training in both theoretical and practical aspects, the aim being to develop him to a level where he is capable of practising as a professional.

Industrial Technician Certificate

Nine courses are presently offered at this level. A trainee undergoing an Industrial Technician Certificate course receives practical as well as theoretical training to prepare him for a job as a technician or junior supervisor in industry.

Commercial Education Certificate

Two courses are offered under this category. A trainee undergoing a Commercial Education course receives training in office procedures to prepare him for a job as a secretary or other categories of office work.

(6) 特殊教育とその特色

シンガポールの特殊教育は、教育省の運営によらず、私立の各協会等によつて運営されている。

SINGAPORE ASSOCIATION FOR DEAF, SINGAPORE ASSOCIATION FOR DUMB 等の協会によつて運営されている私立学校となっている。授業料については、月4ドル程度であり、各教師については、協会が採用している教師、教育省から派遣されている教師によつて教育が行われている。

Hospital Schoolとして、入院している児童、生徒の教育、担当教師が、教育省から派遣さ



SINGAPORE SCHOOL FOR THE DEAF (シンガポール聾学校) の校舎



SINGAPORE SCHOOL FOR THE BLIND (シンガポール盲学校)

れている。現在 Alexandra Hospital, General Hospital, Tan Tock Seng Hospital 等が対象となっている。

シンガポールの特殊教育の特色として、刑務所 (Prison)

で、服役している青年のための教育のコースとして、GCE 'O' Level、GCE 'A' Level 受験のための教育が行われていることである。

また、身体虚弱児童、生徒のための教育機関もあるが、——小、中学校レベルでは、社会に適応することの重要性から、普通の小、中学校での生活と特殊教育の場との交流を行っている。

SINGAPORE
ASSOCIATION
FOR THE DEAF
(シンガポール聾 学校)
と身体障害者のための
職業訓練学校



(7) 就学前教育とその特色

シンガポールにおける就学前教育は、主として、私立の幼稚園、託児所である。私立の幼稚園は、4 才ないし 5 才から、小学校入学迄の児童が入っている。経営主体からみれば、次の 4 種類が主なものとなっている。



英語、中国語
バイリンガル
の私立幼稚園の一つ
TANJONG KATONG
KINDERGARTEN

①教会等によつて経営されている私立幼稚園

②人民協会が経営している幼稚園

③ P A P（人民行動党）が経営する幼稚園

④ NTUC（National Trades Union Congress）の経営する幼稚園

⑤ CHINESE SCHOOL に附属する幼稚園

以上が主な幼稚園の経営主体からみたものであるが、現在（1980年）は、③の現シンガポールの与党である人民行動党（P A P）の経営による幼稚園が多くなつて来ている。

小・中学校と同様に、国語別ストリームによる幼稚園となつていて、現在は、ENGLISH STREAMの幼稚園、ENGLISH & CHINESEのバイリンガル幼稚園、CHINESE STREAMの幼稚園がある。

託児所は、個人経営が主であるが、生後数ヶ月から、小学校入学までの児童を世話している。最近は、共働きの両親のための児童を世話する託児所が公共施設として増設されている。



英語ストリームの私立幼稚園の一つ
TUNG LING KINDERGARTEN

(8) ANGLO-CHINESE SECONDARY SCHOOL SCHOOL DIARY 1980

Anglo-Chinese Secondary School の「SCHOOL DIARY 1980」
から、日本の中学校と比較して、特色ある点を挙げてみよう。

Anglo-Chinese Secondary School

60 BARKER ROAD, SINGAPORE 1130



SCHOOL DIARY
1980

NAME

CLASS

シンガポールの小・中・高校では、それぞれ、学校独自の制服等が指定されており、街で見かける、学生達は、とても清潔さを感じさせる。大部分の学校では、ヘアー・スタイルも指定しているなど、日本と比較すれば、規律が一段と強化されている。

さて、Anglo-Chinese Secondary Schoolの「SCHOOL DIARY 1980」によれば、次の諸点に、特色を見出すことが出来る。

- ① 学期については、日本では 3 学期制であるが、シンガポールでは 4 学期制度となつている。
- ② 日本では、4 月から新学期が始まるが、シンガポールでは、新学期が 1 月から始まつている。
- ③ PUBLIC HOLIDAYS (祭日) については、中国系、マレー系、インド系の新年が、それぞれ祭日となつている。
特に、日本ではみられない Teachers' Day (先生の日) がユニークであり、ホテルなどで、先生方への感謝パーティーが行われている。
- ④ 国歌が斉唱され、国旗の掲揚、降納時には、すべての学生は、直立注目することになつている。
- ⑤ 教室における行動についても、黒板に勝手に落書等してはならない、チョークを投げたり、紙くず等をちらかした場合は、違反として罰せられる——等。具体的な事例が示されている。
- ⑥ シンガポールの小・中・高校などで、特色と云われる一つに、食堂 (Canteen) が設置されていて、中間の 20 分休憩時間に、ソフト・ドリンクから軽食までとることが出来る。
- ⑦ 学校の規律で、具体的な罰則事項が明示されている。

SCHOOL TERMS & HOLIDAYS FOR 1980

1. SCHOOL TERMS

Term I – 10 weeks

Wednesday 2 January – Friday 7 March

Term II – 10 weeks

Monday 17 March – Friday 23 May

Term III – 10 weeks

Monday 23 June – Friday 29 August

Term IV – 10 weeks

Monday 8 September – Friday 14 November

2. SCHOOL VACATIONS

Between Terms I & II – 1 week

Saturday 8 March – Sunday 16 March

Between Terms II & III – 4 weeks

Saturday 24 May – Sunday 22 June

Between Terms III & IV – 1 week

Saturday 30 August – Sunday 7 September

Term IV – 6 weeks

Saturday 15 November – Wednesday 31 December

3. PUBLIC HOLIDAYS DURING TERM TIME

Term I: Chinese New Year Saturday 16 February

*Sunday 17 February

Term II: Good Friday Friday 4 April

Labour Day Thursday 1 May

Term III: National Day Saturday 9 August

Hari Raya Puasa Tuesday 12 August

Term IV: Deepavali Thursday 6 November

Hari Raya Haji *Sunday 19 October

4. SCHEDULE SCHOOL HOLIDAYS

Youth Day – Monday 14 July

Day after National Day Monday 11 August

(in place of 10 August–Sunday)

Teachers' Day Monday 1 September

1980 CALENDAR OF SCHOOL EVENTS

TERM I

February 5	Annual Cross Country Championships
29	Founder's Day Celebrations

TERM II

April 19	Annual Athletics Championships
May	Mid Year Examination (Practical and Written)

TERM III

June 25 – 27	Religious Emphasis Week
June 28	Annual Swimming Championships
July 12	Youth Festival Opening Ceremony
July 14	Youth Day (School Holiday)
August 1 –7	ACS Festival
August 8	National Day Celebrations
August 29	Teachers' Day Celebrations

TERM IV

September 1	Teachers' Day (School Holiday)
September	Secondary 4 Preliminary Examination (Practical and Written)
October 7	Honours Day
October	Secondary 1, 2 and 3 Final Examinations

□ シンガポールの新学校教育制度

1978年、Dr. Goh Keng Swee をトップとする教育制度研究プロジェクト・チームが構成された。

このチームの最大の目標の一つは、児童・生徒の能力差・学力差に応じた学校教育制度を生み出すことであつた。

具体的には、能力、学力の優秀児、平均児、劣等児、それぞれに、Education Wastage (教育的浪費) を最少限にして、最も効果的な学校制度を生み出すことであつた。

シンガポールの教育改革は、多様人種、多様言語、多様文化の複合民族国家であるため、教育問題についても、try & correct の連続であつたが1978年からの教育改革は、シンガポール共和国の独立以後、最大で、根本的な教育改革であると云われている。

Dr. Goh Keng Swee のプロジェクト・チームの「Report on the Ministry of Education」が1978年に作成され、1979年に、新学校教育制度を中心とするレポートが出版された。

「The Report on the Ministry of Education」に基づく新学校教育制度の改革は、1980年1月から小学校段階、1981年から中学校段階と、移行措置期間をおきながら、実施の段階を迎えている。



シンガポールの誇る H.D. B. (住宅発展公団) の高層アパート団地にある英語と中国語ストリームの小学校、Alexandra Hill Primary School (亜歷山大山小学校)

(1) 新・旧学校教育制度の比較

シンガポールの教育制度は、シンガポール国民については、英語、中国語、マレー語、タミール語の4国語ストリーム、いずれのストリームの学校にも、平等な選択権が認められていて、保護者の選択が自由となつてゐる。しかし、英語が、商業、工業、そして、官庁用語として使用されているため、大部分の保護者が、自分の子弟を英語ストリームの学校へ入学させるようになって来ている。

各国語ストリームに入学した者は、第2国語を学ぶことになつてゐる。

1977年以前においては、

◎旧・教育制度

▲小学校

小学校1年から6年までの6年間が小学校教育となつてゐた。

▲中学校

中学校1年から4年までの4年間が中学校教育となつてゐた。

▲高校

高校1年から2年までの2年間が高校教育であつた。

すべての小学生は、普通教育課程を履修し、小学校6年修了時の小学校卒業試験 (The Primary School Leaving Examination) を受け、合格者は、中学校へ進むことが出来た。

中学校へ入学した者は、中学校の修了時の中4の時、The General Education 'O' Levelを受験する。そして、'O' Level試験に合格した者のみが、高校へ進学出来るシステムとなつてゐる。

次に、高2修了時に、GCE 'A' Levelの試験を受ける。

しかしこれまでのシステムは、個人差、能力差に応じた指導がとられず、能力的に低い者、または、平均以下の者についての効果的な指導が困難で、同じコースの者と一諸に学習が出来ず、結果的にドロップ・アウトしていた。

1976年に、個々の児童・生徒によつて、それぞれ異なる学習能力、異なる適性、興味、関心があることが確認され、それぞれに適した、学校教育制度の必要性が強調された。

旧シンガポール学校教育制度(1977)

学制	学年	年令				
大学		24	大学院第			
		23				
		22				
		21	S.U. (シンガポール大学)	N.U. (南洋大学)	I.E. (教育学院)	
	3	20	大学教育			
	2	19				
	1	18				
高校	2	17	(GCE 'A' Level)			
	1	16	高校教育			
中学校	4	15	(GCE 'O' Level)			
	3	14	中学校教育			
	2	13				
	1	12				
	小学校	6	11	(PSLE)		
5		10	小学校教育			
4		9				
3		8				
2		7				
1		6				
	2	5	就学前教育			
	1	4	(幼稚園)			

S.Poly
(ポリ)

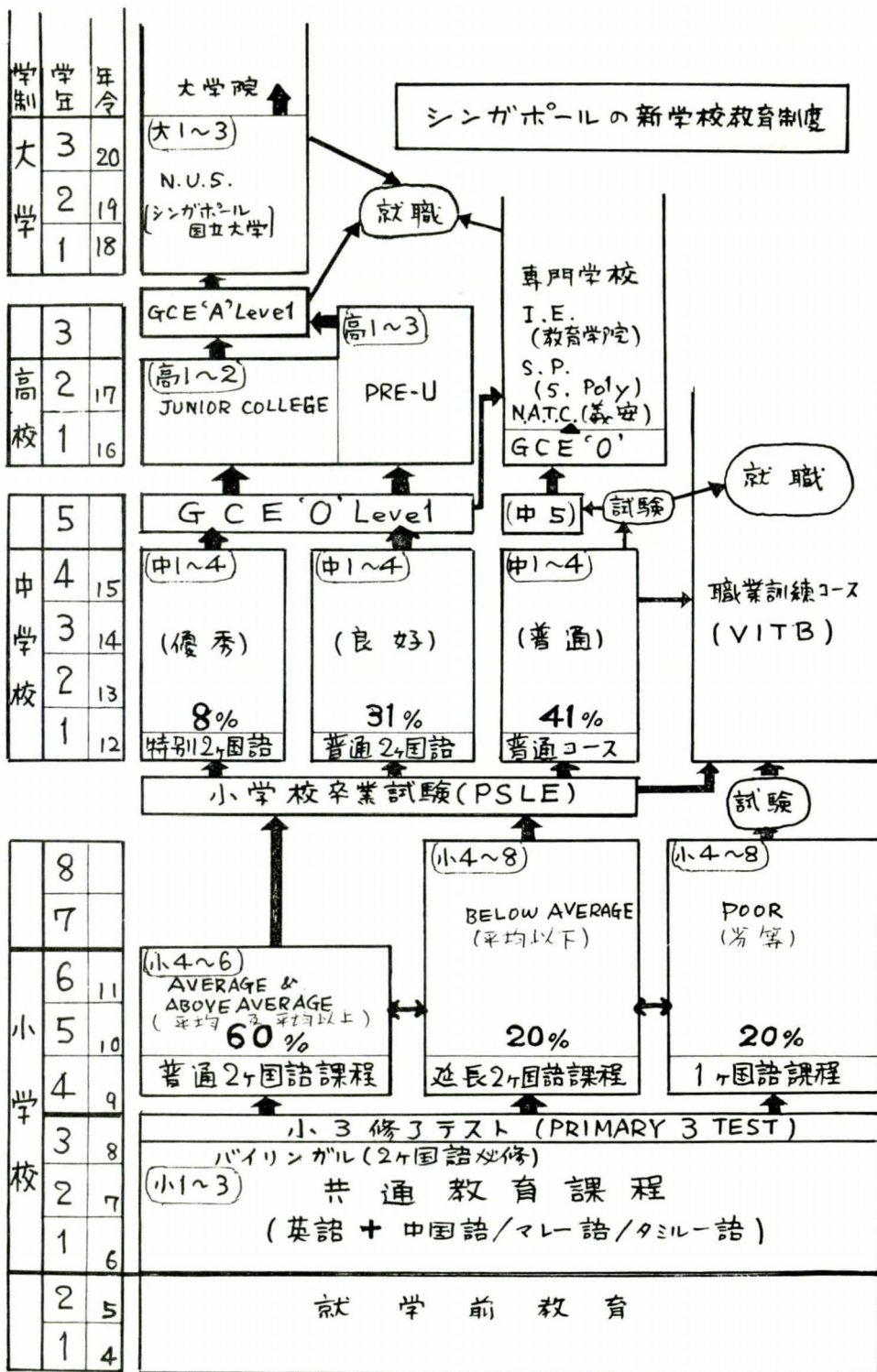
NATC
(義安)

成人教育

技術教育

職業訓練教育

基礎教育



◎新・教育制度

新教育制度は、1977年に導入されている。小学校で、普通教育課程について行けない者については、特別な教育課程を実施し、その基礎課程 (The Basic Course) を修了した者は、ただちに、職業訓練コースに進むように変更されている。

▲小学校

小学校1年から3年までは、共通のコース、3年修了時のP3テストで、合格した者は、小6までのコース、不合格者は、小8までのコースとなつている。

各学年でのテストに不合格の場合は、上級学年に進むことが出来ず落第となり留年となる。2年以上、留年すると、自動的に、職業訓練コース (VITB) に進むことになる。

▲中学校

新しい中学校の教育制度は、中1、中2については 1978年、中3、中4については、1979年に導入されることになつている。

中学校に進学可能な者は、小学6年修了時のPSLE (Primary School Leaving Examination) に合格した者である。

中学校に入学する段階で、すでに、優秀 (BRILLIANT) 8%、良好 (Good) 31%。

そして、普通 (AVERAGE) 41%の3つのストリームに分けられている。普通 (AVERAGE) のコースに入つた者は、大部分が、中4修了後、就職または、職業訓練コース (VITB) に進むようになつている。

▲高校

新教育制度では、PRE-UNIVERSITY EDUCATION (大学入学準備コース) として、2年コースと3年コースが設置されている。

2年コースはJunior Collegesと呼ばれ、3年コースはPre-university Centeres と呼ばれている。

㊦ 小学校教育の新教育制度

シンガポールの教育改革、特に、小学校段階では、「Report on the Education 1978」で提示されている。

小学校の新教育制度における具体的な重点目標として、次の4項目が挙げられている。

① バイリンガル（2ヶ国語常用）

「中以上」及び、「中」位の児童の英語力を熟達させると共に、少くとも、マレー語、中国語、タミール語のいずれかの「読み、書き」が出来るようにさせる。一方、能力的に優秀な児童については、2ヶ国語を完全に習熟させる。

② 読み、書きの能力

2ヶ国語をマスター出来ない児童については、第2国語については、読み、書きの技能を身につけさせる。

③ 道徳教育

児童の望しい道徳性を身につけさせ、多様の人種、多様の宗教、多様の文化の中にあるシンガポールの文化的価値を教える。

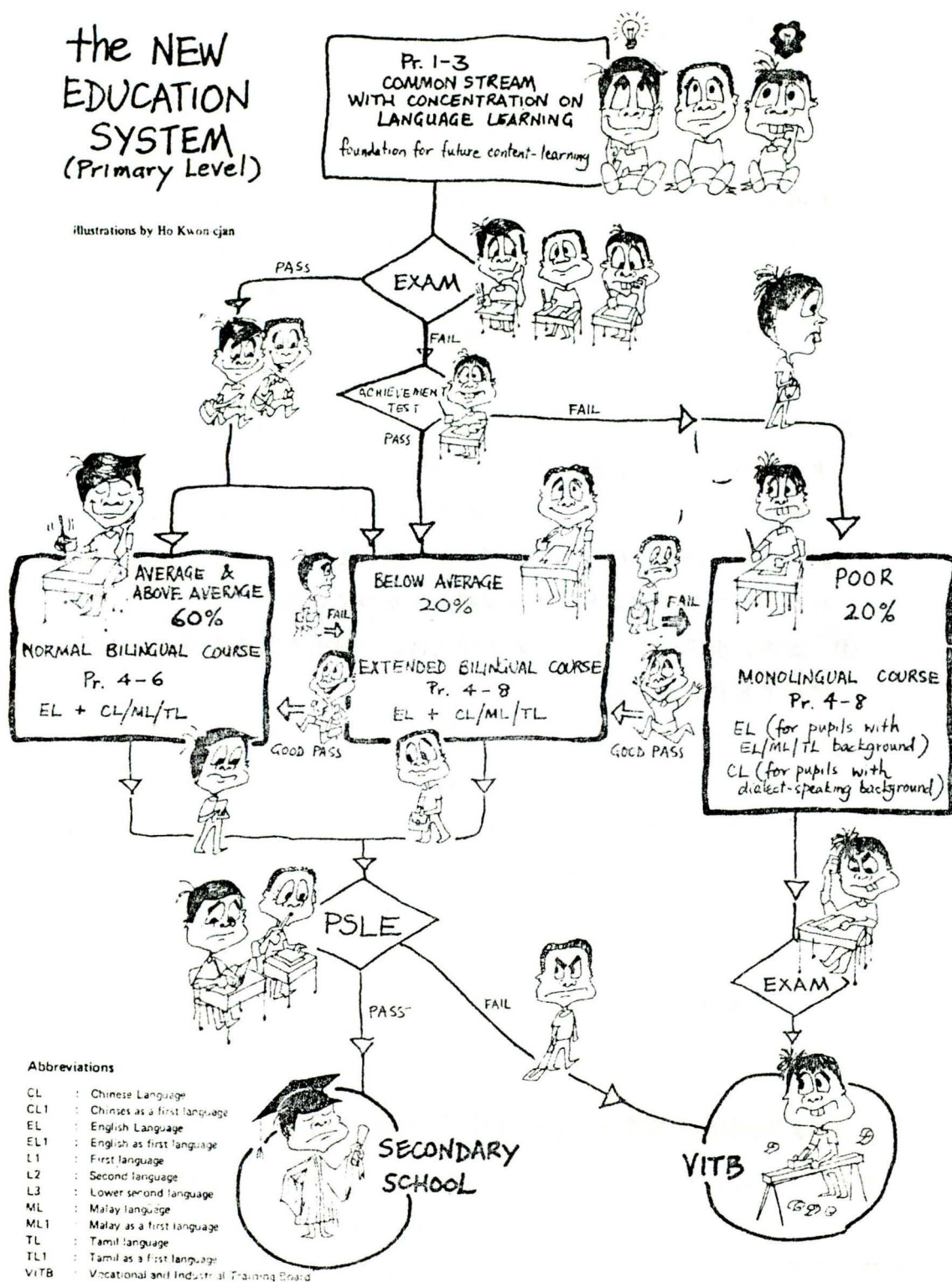
④ 能力差に応じた配慮

児童の知的能力の発達段階を配慮し、児童の習熟度、到達度に応じた指導をする。

このことは、教育上の無駄を最少限にとどめ、教育制度の効果を最大にすることを目的としている。

the NEW EDUCATION SYSTEM (Primary Level)

illustrations by Ho Kwon cjan



(1) 小学校教育の特色

次に、新教育制度における小学校教育の特色を挙げてみよう。

- ①・小学校レベルでは、小1、小2、小3のレベルまでの3年間、英語教育を中心として、マレー語、中国語、タミール語の各語学教育を集中的に教育する。——このことは、小学生が、数学、理科、その他の教科内容を学ぶための基礎的な語学力を養うことが目的とされ、さらに、小4、小5の小学校教育の教育内容を理解する基礎段階としている。
- ② すべての小学生は、2つの国語の話す力、聞く力、読む力、そして書く力の基礎的な技能を身につけることになっている。
- ③ 例えば、ENGLISH STREAMの学校に通学する小学生は、第1国語として英語を学び、マレー語、中国語、または、タミール語のいずれか一つを第2国語として学ぶ制度となっている。
- ④ また、小学1、2、3年の3年間は、一般的な共通のカリキュラムに従って教育される。

小3の修了時に、小3テスト及び小1、小2、小3での学習成績等によつて、次の3つのコースに分けられる。

i) NORMAL BILINGUAL COURSE

(普通2国語課程)

ii) EXTENDED BILINGUAL COURSE

(延長2国語課程)

iii) MONOLINGUAL COURSE

(1国語課程)

(2) COMMON STREAM (小1・2・3)

前述のように、小1、小2、小3の3年間は、COMMON STREAM(共通課程)として、将来の各教科を学ぶための基礎をつくるため、語学教育が集中的に実施される期間となつている。この3年間で学ぶ、学年別科目、及

①

Subjects	Pr 1 & 2	Pr 3
First Language	7 $\frac{1}{2}$	7 $\frac{1}{2}$
Second Language	5	5
Civics & Moral) Education)	1 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{2}$
Social Studies	-	-
Science	-	1 $\frac{3}{4}$
Mathematics	3	3 $\frac{1}{2}$
Art, Handwork Needlework	2	1 $\frac{1}{2}$
Music	1	1
Physical Education	1 $\frac{1}{2}$	1
Health Education	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
Assembly	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
TOTAL:	22 $\frac{1}{2}$	23 $\frac{3}{4}$

び、週当たりの授業時数は、

①表が基準とされている。

①表によれば、第1国語
第2国語の占める週当たり
授業時数は、小1、小2
の週22.5時間中、小1
小2では、12.5時間と
それぞれ、過半数が、国
語の授業となつている。
また、小3においても、
週23時間強の中、12.5
時間と、国語教育に重点
がおかれているのが大き
な特色である。

(3)小3 TEST とその特色

シンガポールでは、小
学校3年生の修了時に、
シンガポール全土の全国
一斉小3 TEST が実施さ
れている。小3 TEST の
科目は、

- ① 第1国語としての
英語、中国語、マレ
ー語のいずれが一科
目。
- ② 第2国語としての
英語、中国語、マレ



英語ストリームの小学校 De La Salle School
(Kampong Bahru Road)

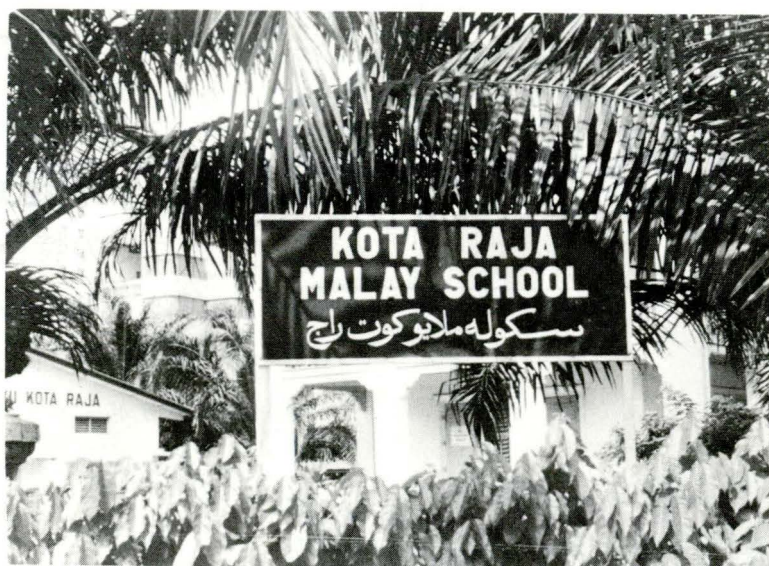
一語のいずれか一科目

③ 算数（数学）

以上の(1)、(2)、(3)の3科目となつている。第2国語は、第1国語より、レベルが低く、より基礎的な学習事項となつている。

また、POORの20%に入つた小学生については、小3のアチーブメント・テストを受け、そのテストで成績のよかつた者は、Below Average（延長2国語課程）に入れ換えられる。——このことは、2回目のチャンスと云うわけである。

2回目のテスト（アチーブメント・テスト）にも不合格の小学生は、VITB（Vocational and Industrial Training Board）の職業技術訓練コースに進むことになつている。



数少なくなつた MALAY SCHOOL 英語・マレー・ストリームを採用している。

Results of Streaming 1979

Compiled by Undergrad Research Team

1978年のDr. Goh Reportに

基づく、小学校3年修了時における
ストリーミング (STREAMING) の
実態についての報告を紹介すると。

①表 ALL SCHOOLS: STREAMING
AT THE END OF P3、1979—
のReportのように、Normal

(普通課程)、EXTENDED (延長課

程)、MONOLINGUAL (1国語課程) 各コースの進路予測% それぞれ、60
%、20%、20%となつている (Goh Report) の見積りが、実際には、そ
れぞれ、60%→84%、20%→10.4%、20%→5.6%となつている。

PUPIL POPULATION IN P3 BY LANGUAGE MEDIUM, 1979. (B)		
	No.	%
English	42,411	86
Chinese	6,739	14
Malay	121	0.002
TOTAL	49,271	100
Source: Straits Times, 22nd Nov. 1979.		

次に、②表 PUPIL POPULATION
IN P3 BY LANGUAGE MEDIUM
1979—によれば、小学校3年生
の国語別選択小学生数と%が示され
ているが、ENGLISH MEDIUM
(英語で各科目の授業をする) が、
全体の86%と大部分を占めている。
年々、この傾向が強くなつて来

ている。CHINESE MEDIUM (中国語で
各科目の授業をする) は、14%と
なつているが、CHINESE MEDIUMは
年々、減少の傾向が強くなつている。
MALAY MEDIUM (マレー語で授業が行わ
れる) も、年々減少の傾向である。
③表は、小3の語学別、コース別の実態
を示す資料である。各数値は、%で示さ
れている。

STREAMING OF P3 PUPILS OF VARIOUS LANGUAGE MEDIA, 1979 (in %) (C)				
Language Medium	N-Course	E-Course	M-Course	Total
English	85	10	5	100
Chinese	80	13	7	100
Malay	61	27	12	100
Overall	84	10.4	5.6	100
Goh Report Estimates	60	20	20	100
Source: Straits Times, 22nd Nov. 1979.				

(4) NORMAL BILINGUAL COURSE (小4・5・6)

NORMAL BILINGUAL COURSE (普通2国語課程)の小学4年から6年まで、英語と、中国語、マレー語、タミール語のいずれか1ヶ国語、計2ヶ国語を学ぶコースである。

小3修了時の約60%の小学生がこのコースに進むことになっている。そして、小4、小5、小6の3年間を経て、シンガポール全土一斉の国家試験であるPSLE (Primary School Leaving Examination)の小学校修了試験に合格した者のみが、中学校 (Secondary School) に進学することが出来ると云う、日本とは違う制度となっている。一度、PSLEに不合格となっても、年齢制限以内の場合は、翌年度、再び受験出来るシステムとなっている。しかし、再び不合格となった場合は、自動的に、VITBのコースに進むことになっている。

㊦

NEW PRIMARY SCHOOL CURRICULUM (NORMAL & EXTENDED COURSES)

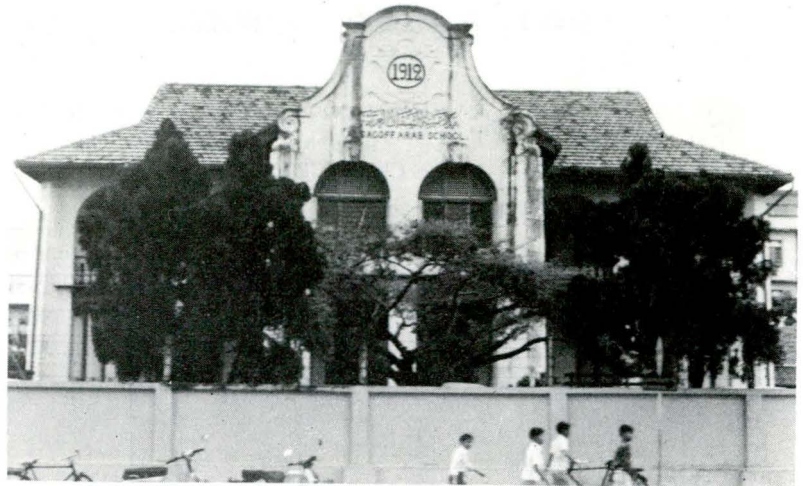
Subjects	No of Hours spent per week*			
	Pr 1 & 2	r 3	P4n/P4E & P5E	P5n-P6N/ P6E-P8E
First Language	7 1/2	7 1/2	6 1/2	6 1/2
Second Language	5	5	4	4
Civics & Moral Education)	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2
Social Studies	-		1 1/2	2
Science	-	1 3/4	2 3/4	2 3/4
Mathematics	3	3 1/2	3 1/2	4 1/4
Art, Handwork & Needlework	2	1 1/2	1	1
Music	1	1	1	7/12
Physical Education	1 1/2	1	1	1
Health Education	1/2	1/2	1/2	1/2
Assembly	1/2	1/2	1/2	1/2
TOTAL:	22 1/2	23 3/4	23 3/4	24 7/12

* Minor adjustments may be made by schools

- ㊦ NORMAL BILINGUAL COURSE の NEW PRIMARY SCHOOL CURRICULUM 時間配当表によれば、小1、小2、小3の語学中心教育課程より、やや、語学の時間が他教科に分散されているが、週23ないし、24時間の授業時数中、週10時強が、第1国語、第2国語で占められているわけで、いかにBILINGUALが強化されているか明らかである。

(5) EXTENDED BILINGUAL COURSE (小4—8)

EXTENDED
BILINGUAL
COURSE (延長2
国語課程) は、20
%の小学生が進む
コースである。小
学校教育を成功り
に修了させるため、
6年間の小学校を



マレー語・アラビア語ストリームの歴史ある学校 (Alisagott Arab School)

8年間まで延長させたコースである。

このコースは、2国語と他の科目を普通課程で学ぶが、遅進児の場合は、小8の修了時に、PSLEを受験する。——このことは、小3修了時のコース別の後、5年間のスクーリングを経て、PSLEを受けると云う、能力差に応じたコースと云うことが出来る。

(6) MONOLINGUAL COURSE (小4—8)

MONOLINGUAL COURSE (1ヶ国語課程) は、小1から小3までの学習で、2国語学習に能力的にも適応出来ず、また、PSLEにも合格出来る可能性のない小学生のコースとなつている。

このコースは、20%の小学生が入る。また、このMONOLINGUAL COURSEは、1つの国語を重点的に学習し、少なくとも5年、8年までとなつている。

また、このコースを修了した小学生は、試験を受けて、合格すれば、証明書が与えられ、VITBに入り、職業技術教育のコースに進むことになっている。

MONOLINGUAL COURSE の時間割は、㊦ 表のように、国語が一つとなっていて、各学年とも、週 10 時間の集中的な語学教育が行われている。各学年の週当り授業時数、23、24、25 時間前後中、各 10 時間、1ヶ国語の集中授業と云う。やや 2 分の 1 に近い時間を国語学習時間に配当している。

㊦

NEW PRIMARY SCHOOL CURRICULUM
(MONOLINGUAL COURSE)
CURRICULUM FOR P4M – P8M

Subjects	No of Hours spent per week *		
	P4M & P5M	P6M-P7M	P8M
Language	10	10	10
Arithmetic	3	3	3
Handwork/Handcraft / Domestic Science	2	3	3 1/2
Civic Training/ Moral Education	2	2 7/12	2 1/2
Physical Education	1 1/4	1	1
Music	1	1/2	1/2
Health Education	1/2	1/2	1/2
Assembly	1/2	1/2	1/2
Spoken 2nd Language	3 1/2	3 1/2	3 1/2
TOTAL: (per week)	23 3/4	24 7/12	25

* Minor amendments may be made by schools.

NORMAL BILINGUAL COURSE、EXTENDED BILINGUAL COURSE
MONOLINGUAL COURSE、それぞれ、相互の間で、著しくの変化のあつた
小学生は、上位コースに、著しく低下した小学生は、下位コースに入れ換え
する制度が加味されている。——この入れ換えは、学校長によつて決定され
る。

▲小3修了時に、知能検査(1Q)が実施されるが、小4からの学習指導
上の資料として活用されている。



英語ストリームの小学校
Membina Primary School

(7) 小6・卒業試験 (PSLE)

シンガポールでは、小学校教育が義務教育となっていないので、小学校6
年修了時に、小6・卒業試験であるPSLE (Primary School Leaving
Examination) を受験しなければならない。このPSLEに合格した者の
みが、小学校卒業の資格を得ることが出来る。そして、小学校卒業資格を持
っている者のみが、上級の中学校に進学が可能と云う制度をとっている。

PSLEは、新教育制度では、NORMAL BILINGUAL COURSE (60%)
とEXTENDED BILINGUAL COURSE (20%)が、PSLEの受験資格者
となつている。MONOLINGUAL COURSE (20%)は、PSLEの受験のチ
ャンスはない。小4から小8までを経て、直接、VITBの職業技術訓練コー
スに進むことになつている。

PSLE は、英語、中国語、マレー語、タミール語の4ヶ国語で、それぞれ、試験が実施される。

PSLE の科目は、次のようになっている。

①第1国語1科目

(英語、中国語、マレー語、タミール語)

②第2国語1科目

(英語、中国語、マレー語、タミール語)

③算数(数学)

④理科

①、②、③、④ それぞれ、1科目、計4科目となっている。一般的に、正答率50%が、合格ラインと云われている。

PSLE の受験科目をみれば、語学系科目と理数系科目のみが指定されて、ここでも、工業立国、シンガポールの教育政策の一端が伺える。PSLE の問題集が市販されていて、ベスト、セラーだと云われている。

Ⅴ 中学校教育の新教育制度

1978年の「Report on the Ministry of Education」に基づく新教育制度は、1980年1月から小学校Levelに導入され、中学校レベルでは、1981年から導入される。現在は、移行期に入っている。

シンガポールの教育は、歴史的にみれば、イギリスの学校制度に準じて来た。現在でも、The Cambridge General Certificate of Education (GCE) の'O' Level、'A' Levelに、引継げられている。

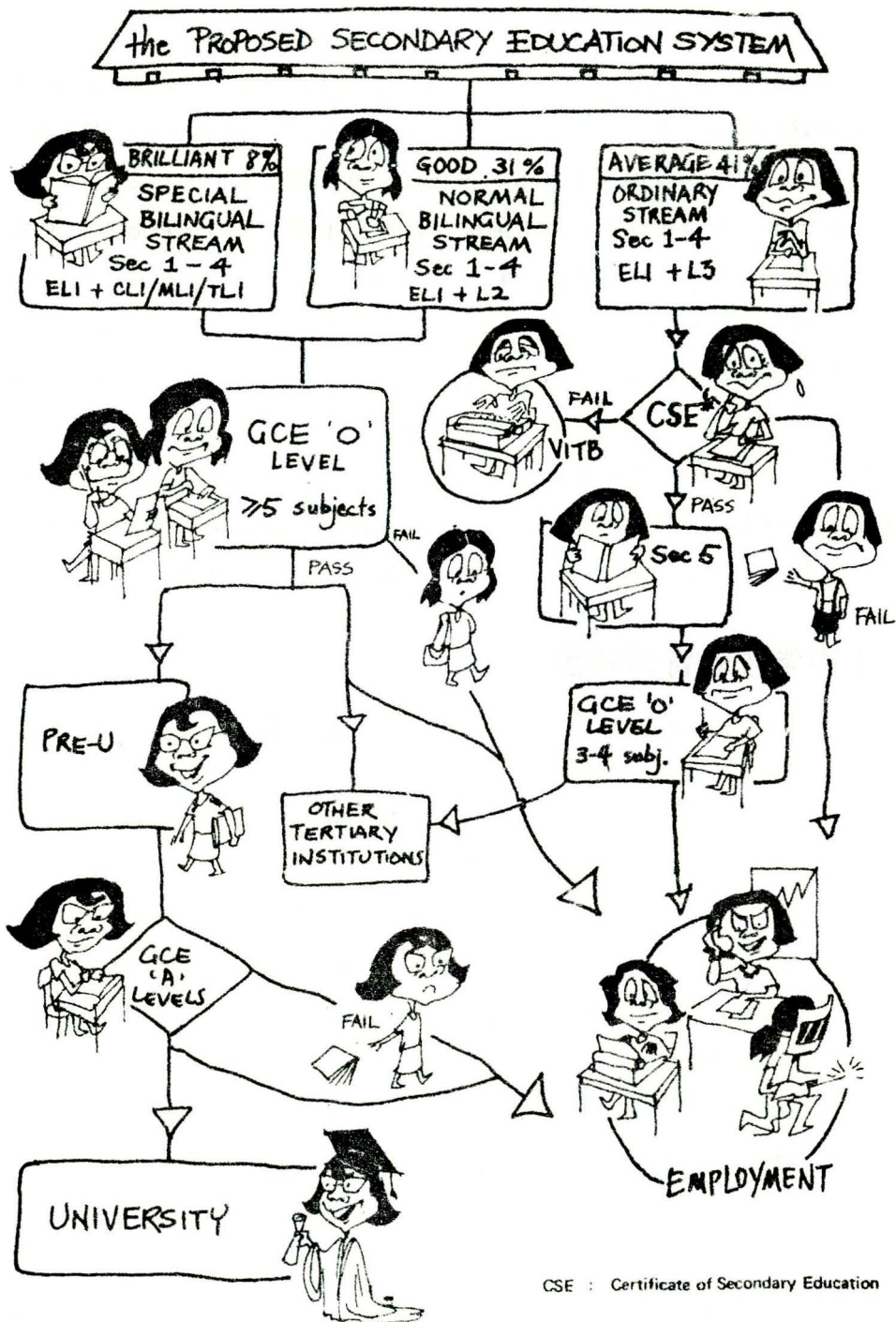
新教育制度における中学校教育で、バイリンガルイズム (Bilingualism) は、GCE 'O' Levelに合格すべく指導されることになっている。

特に優秀な生徒については、第1国語として、2ヶ国語、また、大部分の生徒については、第1国語として、1ヶ国語、他は、第2国語レベルとして1ヶ国語を、中学4年又は、5年で合格すべく指導される。

(1) 中学校教育の特色

次に、新教育制度における中学校教育の特色を挙げてみよう。

- ① 中学校教育は、小学校教育同様、義務教育でわない。また、中学校段階は、4年間となっている。
- ② 中学校に入学出来る者は、小学校段階で、NORMAL BILINGUAL COURSE (60%) と EXTENDED BILINGUAL COURSE (20%) の中で、PSLEの国家試験に合格した者となっている。
- ③ 中学校教育は、4年コースと5年コースになっている。PSLEの成績を中心に、(a) SPESICAL BILINGAL STREAM (特別2国語課程) 8%、(b) NORMAL BILINGUAL COURSE STREAM (普通2国語課程) 31%、(a)、(b)ともに4年コースと (c) ORDINARY STREAM (普通課程) 41%に分けられる。(c)の ORDINARY STREAM は中4修了時に、CSE (CERTIFICATE OF SECONDARY EDUCATION) の国家試験に合格した者が、中学5年に進むことが出来



CSE : Certificate of Secondary Education

る。ORDINARY STREAM は、4年間プラス1年間の5年コースとも云える。

- ④ CSE に合格した者は、GCE 'O' Level (3 or 4科目) を受験する資格を得たことになる。

換言すれば、GCE 'O' Levelを受験出来る第2のチャンスと云える。'O' Level試験の不合格者は、VITBの職業技術訓練コースに進むことになる。

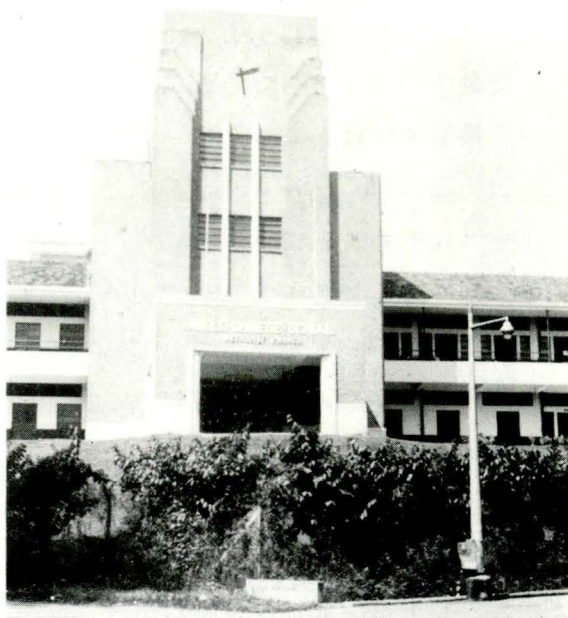
- ⑤ 小・中学校とも義務教育でわないので、各学年で実施されている、各学校独自の試験 (SCHOOL TEST) で、極めて成績の悪い者は、留年となり、2年以上留年すると、自動的に、VITBのコースに進むことになっている。

- ⑥ シンガポールの教育では、1つの国語について、それぞれ、学習内容の難易度に応じて、L1、L2、L3と3段階に分けられている。L1が一番レベルの高いコースで、次でL2、そして、L3の順になっている。



中国語ストリームの私立小学校
Keu Yui School

英語ストリームの名門校と云われている
Anglo-Chinese School



古い伝統を誇るインド系中学校
Umal Pulavar Tamil High School



シンガポール唯一の英語・タミール語ストリームの
Tamil High School (Maxwell Road)

シンガポール教育で、中学校 1 年、2 年は、各 STREAM とも共通の科目を学習する。

中 1、中 2 では、試験科目として、8 科目と、試験を行わない 4 科目がある。



英語・中国語のバイリンガルの学校 スーパー・スクールの一つでもある
River Valley High School

CURRICULUM FOR SECONDARY 1 & 2 (ALL COURSES)

At Sec 1 & 2, there is a core of 8 subjects common to the Normal, Express and Special courses. In addition, there are 4 non-examination subjects. These subjects and their recommended curriculum times are shown below:

<u>No.</u>	<u>Subjects</u>	<u>No. of Periods* Per Week</u>
1	First Language & Literature	8
2	Second Language	6
3	Elementary Mathematics	5
4	General Science	6
5	History	2
6	Geography	2
7	Art & Crafts	2
8	Technical Subjects (Metalwork/ Woodwork) or Home Economics (for girls)	3
<u>Non-Examination Subjects</u>		
1	Moral Education	2
2	Physical Education	2
3	Singing	1
4	Assembly	1
		40

* Each period is 35-40 minutes

Note: In the S-course, 'Second Language' will
be taught at the first language (L1) level.

(2) SPECIAL BILINGUAL COURSE

(中 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4)

SPECIAL BILINGUAL COURSE (特別 2 国語課程) では、L 1 レベル (FIRST LANGUAGE LEVEL) となつている。第 1 国語の英語と、第 1 国語の中国語、第 1 国語のマレー語、第 1 国語のタミール語の中から 1 ケ国語を選択し、計、L 1 の 2 ケ国語が必修となつている。

また、SPECIAL BILINGUAL COURSE は 4 年間のコースである。

この SPECIAL COURSE (中 3 ・ 中 4) における教科目は、(A) Compulsory Subjects (必修科目)、(B) Elective Subjects (選択科目)、(C) Compulsory Non-Examination Subjects (必修・試験なし科目) の 3 分野となつている。

中 4 の修了時に、GCE 'O' Level の国家試験を受験する制度となつている。

CURRICULUM FOR SPECIAL & EXPRESS COURSES (SECONDARY 3-4)

The subjects for these course are divided into 3 groups:

- A compulsory subjects
- B elective subjects; and
- C compulsory non-examination subjects.

At the end of S4S or S4E, pupils will sit the GCE 'O' level examination –

	No. of periods per week
A <u>Compulsory Subjects</u>	<u>26</u>
1 First Language	
2 Second Language	
3 Literature <u>or</u> History <u>or</u> Geography	
4 A Science Subject	
5 Elementary Mathematics	
B <u>Elective Subjects</u>	<u>8</u>
1 Literature	
2 Geography	
3 History	
4 Bible Knowledge or Islamic Religious Knowledge	
5 Foreign Language (French/Japanese/German)	
6 Additional Mathematics	
7 General Science or Physical Science	
8 Biology or Human & Social Biology	
9 Physics	
10 Chemistry	
11 Art & Crafts	
12 Music	
13 Fashion and Fabrics	
14 Food & Nutrition	
15 General Housecraft	
16 Commercial Studies or Commerce	
17 Principles of Accounts	
18 Woodwork or Metalwork	
C <u>Compulsory Non-Examination Subjects</u>	<u>6</u>
1 Moral Education (Civics/Current Affairs)	
2 Physical Education	
3 Music Appreciation/Singing	
4 Assembly	
	40

Note: Pupils may offer from 6 to 8 subjects for the GCE 'O' level examination. In addition, Bible Knowledge or Islamic Religious Knowledge may be offered as a 9th subject.

(3) NORMAL BILINGUAL COURSE

(中 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4)

NORMAL BILINGUAL COURSE (普通 2 国語課程) は、第 1 国語レベルの中国語、マレー語、タミール語の中のいずれか一つ、計、2ヶ国語が必修となつている。また、4 年間のコースとなつている。

NORMAL BILINGUAL COURSE での教科目は、次の 3 つに分れてゐる。

(A) Compulsory Subjects (必修科目)

(B) Elective Subjects (選択科目)

(C) Compulsory Non-examination Subjects

(必修・試験なし科目)

SPECIAL BILINGUAL COURSE NORMAL BILINGUAL COURSE の中学生は、中学 4 年修了時の GCE 'O' Level 合格を目指して学習している。GCE 'O' Level (5 科目) に合格した中学生は、PRE-U (大学予備コース) の 2 年コース、または、他の専門学校 (OTHER TERTIARY INSTITUTIONS)、例えば、INSTITUTE OF EDUCATION (教育学院) SINGAPORE POLYTECHNIC (シンガポール工業専門学校)、または、NGEE ANN TECHNICAL COLLEGE (商工業系専門学校) に進むことになる。

しかし、GCE 'O' Level の試験の不合格者は、実社会に出て就職の道を進むことになる。

SPECIAL BILINGUAL COURSE (8%) と NORMAL BILINGUAL COURSE (31%) の中で、GCE 'O' Level に合格して、上級校に進学可能な者は (PRE-U に入れる者)、14% となつている

TABLE 3.1.
ATTRITION RATES AT VARIOUS STAGES OF EDUCATION IN THE FIVE
COUNTRIES

STAGE	SINGAPORE			FRANCE			TAIWAN			UNITED KINGDOM			JAPAN		
	% E	% A	% L	% E	% A	% L	% E	% A	% L	% E	% A	% L	% E	% A	% L
ELEMENTARY (PRIMARY)	100	29	0	100	16	0	100	0	8	100	0	0	100	0	0
JUNIOR SECONDARY (SECONDARY)	71	36	21	84	12 [†]	38	92	9	31	100	72	9	100	0	7
SENIOR SECONDARY (PRE-U)	14	5	4	34	17 [†]	—	52	26	6	19	7 [†]	2	93	3	52
TERTIARY EDUCATION	9 [‡]	—	—	27	—	—	20	—	—	15	—	—	38	—	—

*% Enrolled refers to the % of the pupils enrolled at the beginning of the stage of education.

**% Attrition refers to the % of the pupils who left the stage of education pre-maturely (including those who failed at the end of the stage).

#% Left refers to the % of the pupils who left the education system after successfully completing the stage of education.

† These attrition rates are equal to the failure rates as the dropout rates are zero.

‡ This comprises 4% at the Universities and 5% at the Institute of Education/Singapore Polytechnic/Ngee Ann Technical College.

(4) ORDINARY COURSE

(中 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4)

ORDINARY COURSE (普通課程) は、第 1 国語レベルの英語、中国語、マレー語、タミール語のいずれか一科目と、第 3 国語レベルの英語、中国語マレー語、タミール語のいずれか一科目、計、2ヶ国語が必修となっている。

ORDINARY COURSE は、4 年コースであるが、4 年修了時の中学校教育修了証明書を得るため試験 CSE (Certificate of Secondary Education) に合格すれば、中学 5 年の特別コースの道が開かれている。そして、GCE 'O' Level (3 or 4 科目) の受験資格が与えられ、'O' Level 試験に合格すると、各種専門学校への道が開かれる。しかし、大部分の中学生は、ORDINARY COURSE の 4 年間の間に、実社会、又は、VITB の道に進むと云われている。

GERRICULUM FOR NORAMAL COURSE (SECONDARY 3 – 5)

The subjects for the course are divided into 3 groups:

- A compulsory subjects
- B elective subjects: and
- C compulsory non-examination subjects.

At the end of S4N, pupils will sit the CSE (Certificate of Secondary Education) examination. They will proceed to sit the GCE 'O' level examination at the end of S5N if they have obtained at least 3 CSE passes, one of which must be the First Language (L1).

		<u>No. of periods per week</u>
A	<u>Compulsory subjects</u>	<u>20</u>
	1 First Language	8
	2 Second Language	6
	3 Elementary Mathematics	6
B	<u>Elective Subjects</u>	<u>14</u>
	1 Literature	(Choice of electives varies from 1 to 4 subjects, the number of periods per subject varies from 3 to 8 periods per week)
	2 Geography	
	3 History	
	4 Bible Knowledge or Islamic Religious Knowledge	
	5 General Science/Physical Science	
	6 Human & Social Biology or Biology	
	7 Physics	
	8 Chemistry	
	9 Food & Nutrition	
	10 Fashion & Fabrics	
	11 General Housecarft	
	12 Woodwork	
	13 Metalwork	
	14 Art & Crafts	
	15 Principles of Accounts (Book-keeping)	
	16 Commercial Studies with Typewriting	
	17 Music	
	18 Foreign Language (French/Japanese/German)	
C	<u>Compulsory Non-Examination Subjects</u>	6
	1 Moral Education (Civics/Current Affairs)	2
	2 Physical Education	2
	3 Singing	1
	4 Assembly	1
		<u>40</u>

(5) GCE 'O' LEVEL (5 科目)

The Singapore-cambridge General Certificate of Education (GCE) は、ケンブリッジ大学の地方試験組織とシンガポール教育省によって実施されている。

ケンブリッジ試験組織 (The Cambridge Examinations Syndicate) は、試験と科目の基準を英語で実施される。シンガポール教育省は、試験と科目の基準を、第2国語としての英語と、中国語、マレー語、タミール語で実施している。

GCE 'O' Level (5 科目) の場合、必修の科目が指定されている。

- 1) A first Language (第1国語)
- 2) A second Language (第2国語)
- 3) Literature (文学)
- 4) Mathematics (数学)
- 5) Science (理科)

高校に入学するためには、最低5科目の GCE 'O' Level に合格する必要がある。実際には、必修5科目以外の選択科目—SINGAPORE-CAMBRIDGE GCE (ORDINARY LEVEL) EXAMINATION の試験科目 (Subjects for the Examination) からも選択し7科目前後の O Level 合格者が多い。

GCE 'O' Level は、次の GCE Regulations 1980 の要項のように中国語、マレー語、タミール語で受験出来るようになっている。

当然、英語でも受験できる。(List 1)

SINGAPORE-CAMBRIDGE GENERAL CERTIFICATE OF EDUCATION (ORDINARY LEVEL) EXAMINATION

REGULATIONS

1980

2. Subjects for the Examination

2.1 List 1 Subjects examined by the Ministry of Education, Singapore.

All subjects in List 1 under Chinese, Malay and Tamil will be set in Chinese, Malay and Tamil respectively. Where a subject is set in one language, candidates must answer in that language. However, where the English translation is provided, candidates may answer in either language.

CHINESE		MALAY		TAMIL	
Subject Code No	Name of Subject	Subject Code No	Name of Subject	Subject Code No	Name of Subject
1111	Chinese	1118	English As A Second Language	1118	English As A Second Language
1118	English As A Second Language	1131	Malay	1141	Tamil
1162	Chinese As A Second Language	1132	Malay As A Second Language	1142	Tamil As A Second Language
2030	Chinese Literature	2060	Malay Literature	2070	Tamil Literature
—	—	2080	Islamic Religious Knowledge	—	—
2163	History	2163	History	2163	History
2228	Geography	2228	Geography	2228	Geography
4001	Mathematics	4001	Mathematics	4001	Mathematics
4003	Mathematics C	4003	Mathematics C	—	—
4030	Additional Mathematics	4030	Additional Mathematics	—	—
5000	General Science	5000	General Science	5000	General Science
5050	Physics	5050	Physics	—	—
5070	Chemistry	5070	Chemistry	—	—
5090	Biology	5090	Biology	5090	Biology
5096	Human & Social Biology	5096	Human & Social Biology	5096	Human & Social Biology
5120	Physical Science	5120	Physical Science	—	—
6010	Art	6010	Art	6010	Art
6020	Music	—	—	—	—
6030	Woodwork	6030	Woodwork	—	—
6040	Metalwork	6040	Metalwork	6040	Metalwork
6044	Metalwork (Engineering)	6044	Metalwork (Engineering)	—	—
6050	Needlework & Dressmaking	6050	Needlework & Dressmaking	6050	Needlework & Dressmaking
6060	Food & Nutrition	6060	Food & Nutrition	—	—
7000	Engineering Science	7000	Engineering Science	—	—
7040	Geometrical & Mech Drawing	7040	Geometrical & Mech Drawing	7040	Geometrical & Mech Drawing
7045	Geometrical & Build Drawing	7045	Geometrical & Build Drawing	—	—
7060	Electricity & Electronics	7060	Electricity & Electronics	—	—
7102	Commercial Studies	—	—	—	—
7110	Principles of Accounts	—	—	—	—

2.2 *List 2 Subjects examined by the Cambridge Local Examinations Syndicate*
 With the exception of Foreign Languages, subjects in List 2 will be set and must be answered in English.

Subject Code No	Name of Subject	Subject Code No	Name of Subject
1120	English Language	4030	Additional Mathematics
2010	Literature in English	5000	General Science
2040	Bible Knowledge	5050	Physics
2041	Bible Knowledge	5070	Chemistry
2163	History	5090	Biology
2228	Geography	5096	Human & Social Biology
3001	Latin	5120	Physical Science
3015	French	6010	Art
3025	German	6020	Music
3035	Spanish	6030	Woodwork
3045	Russian	6040	Metalwork
3181	Arabic	6044	Metalwork (Engineering)
3199	Gujarati	6050	Needlework & Dressmaking
3201	Hindi (Syll Y)	6060	Food & Nutrition
3203	Punjabi	6075	General Housecraft
3209	Urdu (Syll Y)	7000	Engineering Science
3249	Burmese	7040	Geometrical & Mech Drawing
3258	Japanese	7045	Geometrical & Build Drawing
3957	Dutch	7060	Electricity & Electronics
3971	Thai	7100	Commerce
4001	Mathematics (Syll B)	7102	Commercial Studies
4003	Mathematics (Syll C)	7110	Principles of Accounts

また、List 2 のように、the Cambridge Local Examination Syndicate による試験は、英語で解答するようになっている。

理事会の動き

第136回 1980年11月11日（火）午後12時30分

藤井氏（伊藤忠）及び小山氏（住友商事）の帰国あいさつ並びに豆原氏（伊藤忠）及び福森氏（住友商事）の理事就任あいさつがあつた。また中山顧問は、帰国後も引続き名誉会員にとどまることが確認された。

議 題

1. 前回議事録承認

一部追加の上、承認された。

2. 審議事項

太田会頭帰国に伴う正副会頭の後任は、次回理事会で選任されることになった。

3. 報告事項

(1) 部会、委員会、懇談会開催報告

① 部 会

- 運輸通信部会（10月7日開催）
- 第二工業部会（10月15日開催）
- ゴム分科会（10月17日開催）
- 建設部会（11月7日開催）

② 委 員 会

- 経営研究委員会（10月9日開催）
- 広報委員会（10月23日開催）

③ 懇 談 会

- 黄望青（前）駐日シンガポール大使を囲む午さん懇談会（10月16日開催）
- 田中通商産業大臣御一行歓迎パーティ（11月3日開催）

(2) 来星ミッション

次の通り、来星ミッションの報告があつた。

- ・○ 桐生商工会議所機械金属部会議員海外経済視察団（10月8日開催）
- 岐阜商工会議所食料部会市場調査団（10月13日開催）
- 大阪府トラック協会一行（10月25日開催）
- 蒲郡商工会議所東南アジア産業経済視察団（11月12日来所予定）
- 福井県繊維産元協同組合（11月19日開催予定）
- 福井県繊維協同組合（11月20日開催予定）

(3) NWC 勧告についての提言

「NWC 勧告についての提言」に関する英訳作業の進捗状況が報告された。

(4) 労働省からの定年制に関する意見照会（回答）

前回理事会で会頭に一任された労働省からの定年制に関する本所としての回答が文書で報告された。

(5) 本所への依頼

- ① SINGAPORE NATIONAL ACADEMY OF SCIENCEから依頼のあつた SEMINER ON ENGERY CONSERVATIONへの委員派遣については、見送ることになった。
- ② SCIENCE CENTRE BOARD から依頼のあつた同センターへの CORPORATE FRIENDS に本所として加入することは応じないことになった。また、同所とテクノロジー・トランスファー研究所が共催する“TECHNICAL FORUM ON COAL FIRED THERMAL POWER GENERATION”の開催が紹介された。
- ③ AISEC-SINGAPOREが企画している日本への STUDY TOUR に伴う寄付金依頼について、本所としては応じないことにした。また、AISEC SYMPOSIUM 80の開催通知が紹介された。

4. 会計報告

吉永財務委員より、10月分の会計報告があり、承認された。

5. 入・退会

下記 6 件の入会申込の報告があり、審議の結果次の通り決定した。

** IHI MARINE ENGINEERING “ B ”

** NIPPON ELECTRO-CHEMICALS “ C ”

** SANDEN VENDING PTE. LTD. “ C ”

** SEIKO ELECTRIC CO., LTD. “ C ”

** KEIO-SCA INTERNATIONAL “ C ”

** SUMIDEN ELECTRONICS については、次回理事会でグレードを決定することになった。

一方、Mr. N. MOGAMI (個人会員) の帰国に伴う退会が承認された。

6. その他

① JOEA 北村所長より、NEW NATION 紙に記載 (11月8日及び10日付) された同所出版物の批判記事に関する経緯説明があつた。

本件については、これ以上問題を大きくしない方向で対処することし、必要な訂正等を細部打ち合わせることとした。

これに関連して、当地新聞社等の接触においては会員企業企業の真意が誤解されない様十分の配慮が必要であることが確認された。

② 黒田理事より、シンガポールの雇用法 (EMPOLYMENT ACT) 第38条に運用上の疑義があるので、経営研究委員会で検討の上、シンガポール日本商工会議所として意見を出したい旨の提案があり、同意見を出状することとした。

部会・委員会・懇談会活動

1. 部 会

月 日	部会名	議 題 等
11月7日(金)	建設部会	近時の大型プロジェクト発生 と関連する諸問題
11月19日(水)	繊維分科会	福井県繊維産元協同組合と の懇談会
11月20日(木)	繊維分科会	福井県繊維協同組合との懇 談会

2. 委 員 会

月 日	委員会名	議 題 等
11月13日(木)	経営研究委員会	(1)研究発表(日立造船・ 久保氏) (2)意見交換(雇用法第38 条、年次休暇 の繰越し、 CPF負担の変 更等)

3. 懇 談 会

○ 11月3日(月) 田中通産大臣ご一行歓迎パーティ

11月の主な経済記事

- 3 日
- 労働法の一部を年内にも改正する方針である旨をこのほど国会答弁で明らかにした。改正される部分は、現行法では月給 S \$ 750 以下の給与所得者が一般労働者 (Work-Permit Holder) とみなされ、それ以上の者が (Employment-Pass) 管理職ということになっているが、近年の所得の増加により、月給 S \$ 750 以上の労働者が多くなってきた為、実情に合わない、これを S \$ 1250 まで引き上げることになる。また一週間の労働時間を現行の 44 時間から 40 時間に短縮する。定年退職の年齢を現行の 55 才から 60 才乃至 65 才まで延長すること、また、定年延長に関して、労働組合及び雇用者側と討議した上、労働法の中に明文化するが否か合わせて検討する。
 - NTUC の書記長、Lim Chee Onn (Minister Without Portfolio) は 30 日、「シンガポールの高賃金政策は来年度を最終回として、来年の NWC 勧告は韓国、台湾、香港と同じレベルまでに引き上げる。そして、来年以降の賃金政策は、労働者の生産性及び管理職の経営手腕を見てから決定されることになる。」と述べた。
 - シンガポールとインドネシア両国の間でバタム島開発協定がこのほど調印された。伝えられる協定の内容はバタム島開発に伴う民間投資、物流、金融、税制など各方面にわたる手続きの簡素化、二重課税の防止、また工場設立に必要な道路、電力、水道など周辺設備の供与保証など多岐にわたっている。併し、シンガポール政府による直接投資などに関する事項は協定内容に含まれていない模様。
- 4 日
- ゴー・チヨク・トン通産相は 2 日 NTUC の代表大会に出席し、シンガポールへの今年 1 ~ 9 月間における外国投資額が昨年一

年間の額よりも40%増の13億Sドルに達したことを明らかにした。今年1年間で22億Sドルに達する見込みである。

- P U B は公害処理問題さえ解決できるメドがたてば1989乃至1990年から操業体制には入れる石炭火力発電所をPulau Tekongに建設することになる。この石炭発電所計画は総工費10億Sドルで、350MW発電機2基による計700MWの発電規模を持つものとされている。

- 10日
- 1980年雇用(修正)法案、労働者賠償(修正)法案が目下国会で審議されている。その内容は(1)雇用主は被雇用者に対し、3ヶ月の給料を超えるボーナスを支給してはならないこと、(2)雇用主は被雇用者に対し、ボーナス以外の恩給的付与を行なってはならないこと、(3)被雇用者及び所属労働組合にボーナス額交渉を行なわしめること。

- いままで、所得税法によつて規定されている企業設備の減価償却計算方法は定率法であるが、これ定額法あるいは定率法どちらでも選定できるよう改訂しようとの審議がいま国会で行なわれている。

- 11日
- 国家開発省(U R A)が今年第2四半期(4~6月)に認可したプロジェクト総数は277件で総額は13億4740万Sドルとなつている。

- 18日
- J T C がこの程発表した年次報告書によると、今年3月31日現在で同局が管理する工業地区は19区であり、土地面積7225ヘクタールとなる。これらの工業地区内には2千数社の工場を持ち、雇用労働者数は18万9000人でシンガポールの製造業労働者全体の71%を占める。

- 21日
- J T C はサンバワン工業区の開発計画に8億Sドルを投入して、シンガポール第2の工業区を造成する。この計画は1982年からスタートして1992年に完工する予定である。

廣 報 欄

** NEW MEMBER (11th November, 1980)

* IHI Marine Engineering (Singapore) Pte. Ltd.	5, Pulau Samulun, Jurong Town, Singapore, 2262.	2687360	Mr. M. Abe (Managing Director)
* Keio-SCA International (Pte) Ltd.	1st Floor, Hotel Miramar, Havelock Road, Singapore, 0316.	982415	Mr. T. Kuboki (Managing Director)
* Nippon Electro-Chemicals (Singapore) Pte. Ltd.	c/o IEE Tanglin Halt, Industrial Estate, Block 34, 24B, Commonwealth Lane, Singapore, 0314.	622229	Mr. K. Yasukawa (Representative)
* Seiko Electric Co. Ltd.	Unit 224-5, Block 3, 2nd Floor, PSA Multi-Storey Complex, Pasir Panjang Road, Singapore, 0511.	2716086	Mr. Y. Matsunaga (Manager)
* Sanden Vending Pte. Ltd.	523, 5th Floor, Colombo Court, North Bridge Road, Singapore, 0617.	3371123	Mr. H. Oida (Managing Director)

** CHANGE OF ADDRESS

- * Kamigumi Co., Ltd.
Suite 2611, 26th Floor,
International Plaza,
Anson Road,
Singapore, 0207.

** CHANGE OF TELEPHONE NO.

- * Kamigumi Co., Ltd.
Tel: 2219322
- * Kiso-Jiban Consultants Co., Ltd.
Tel: 7473233

資料案内

国内一般

* シンガポール共和国概要 (1979年) ～改訂中～	S\$20
シンガポール経済事情 (1979年8月)	S\$10
シンガポール共和国憲法	S\$15
シンガポール共和国移住法	S\$15

投資関係

トップマネージメントのためのオリエンテーション (会員のみ販売)	S\$25
資金援助制度の手引き	S\$ 8
経済拡大奨励法	S\$10
法律15号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年	S\$ 5

租税・税制

シンガポール共和国現行租税制度	S\$10
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$10
法律第2号共和国所得税法改正 (1973年)	S\$ 5
法律第13号 (1977年)	S\$ 5
法律第17号 (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポール共和国財産税法、財産税 (付加税) 法	S\$15

会社法

シンガポール共和国会社法 (会員)	S\$60
(非会員)	S\$70
法律第1号 (共和国会社法改正) 1970年	S\$ 5
法律第4号 () 1974年	S\$ 5
法律第7号 () 1975年	S\$ 5
法律第19号 1980年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5

為替管理・関税

シンガポール為替管理法 (1970年)	S\$15
法律第6号 (為替管理法改正) 1976年	S\$ 5
* シンガポール共和国関税法	S\$20
関税法 (1979年関税令)	S\$15
法律第9号 (共和国関税法改正) 1976年	S\$ 5

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 5
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 8
法律第 11 号 (共和国大気汚染法改正) 1975 年	S\$ 5
シンガポール共和国銀行業法	S\$ 15
地方政府建築規則	S\$ 15

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 8
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
シンガポール共和国技術士法	S\$ 5
価格規則法	S\$ 5

労働関係

* 中央厚生年金法	S\$ 15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$ 25
労働組合法 (1977 年)	S\$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1980 年)	S\$ 20
月報 (各月号)	S\$ 8

(* 印は在庫なし)

編集後記

「吃饱了没有（チ・パオ・ラ・メイ・ヨウ）」と華人が言っているのを耳にしたことがおありでしょうか。「ごはんを食べたか」という意味です。南洋大学の学生だった頃、私は地元の学生からよくこう問われました。初め妙なことを聞くものだと思っていましたが、昼食時に寮の外を歩いていると、誰もが「吃饱了没有」「吃饱了（もう食べた）」と声をかけ合っています。やがて、これは一種の挨拶ではないかと思うようになりました。

実は、——今年は雨季が早いようです——と編集後記を書き始めて、華人のこの挨拶が思い浮びました。日本人の間では時候の話しが一種の挨拶です。因に過去の月報編集後記をばらばら捲って見ると、やはり時候の挨拶を書き出しに使っているのが多くありました。

世界各地の挨拶について私は知っている訳ではありません。しかし挨拶が人々の風俗、習慣を反映していることを想像するに難くありません。農耕民族であった日本人にとって天気の方、四季の移り変りは大きな関心事であった華人の風俗、習慣は一体どんなものだったのでしょうか。そしてこれが華人の生活信条にどのような影響を及ぼしているのでしょうか。御一考なされると面白いかも知れません。

さて、月報11月号をお届けします。帰国を目前に控えて御多忙中でしたが、**中山一三顧問**にお願いして話しを聞く会を持ちました。題して「**中山顧問との放談会**」。実際の話しはもつと縦横に広がって、ずつと面白かったのですが、活字にすると無味乾燥になってしまいました。同氏の豪放磊落な話し方を思い浮かべてお読み下さい。つぎに、この放談会の中でも取り上げられ、我々にとつても重要関心事である**シンガポールの新指導者群像**をパナ・ニュースの**陳加昌氏**にご紹介頂きました。一方、企業経営に際してこれまで不明な点が多かった「**シンガポールの配当課税**」についてPrice Waterhouse & Co. の**林幹氏**に執筆の労を賜りました。長い間の研究テーマだったそうで必読の力作です。月報始まって以来の超大作「**躍動するシンガポールの教育制度**」は今月で2回目。執筆者である**日本人学校の魚田先生**に感謝いたします。

今月号の担当は、**川崎（大成建設）**、**杉野（JOEA）**でした。

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, BLOCK 1, FLATTED FACTORY, KALLANG WAY,
SINGAPORE 13 TEL: 2923831, 2922296
(KALLANG BASIN INDUSTRIAL ESTATE)

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE